

(第七部)

第六回 参議院大蔵委員会 會議録 第十三号

(一六二)

昭和二十四年十一月三十日(水曜日)午前十時四十六分開会

○本日(金)に付した事件

○旧軍関係債権の処理に関する法律案

○内閣提出・衆議院送付

○所得税法の臨時特例等に関する法律案

○内閣提出・衆議院送付

○物品税法の一部を改正する法律案

○内閣提出・衆議院送付

○戦時消費税法等を廃止する法律案

○内閣提出・衆議院送付

○復興金融公庫法の一部を改正する法律案

○内閣提出・衆議院送付

○復興金融公庫に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

○内閣提出・衆議院送付

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

○内閣提出・衆議院送付

○復興金融公庫(内閣提出) 委員会を開会いたします。

○最初旧軍関係債権の処理に関する法律案の御審議をお願いいたします。

○御質疑がありましたら、この際お願いいたします。

○天田正三君 この第一條の「著しく困難であるものについては」というのは、どういふようなことを言われるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) この「著しく困難」と申しますのは、つきましても、別に一定の基準は定めてございませぬ。さういふ基準は、現在陸軍と海軍の分は厚生省の引当調整の中に入つて、元の復興局の組織が、そのまゝ入つておりました。

○天田正三君 旧軍の整理関係を担つておりました。極く微かな人たちがやつておるわけでありまして、でき得る限り、手持の資料に基づいて、極力追完をしておる。突如問題といたしまして、その後の経済の状況の変動等もございまして、どう交渉しても取れない、本人が債権を認めておられながら、而も全然取れないという場合がある。そので、そういう場合について考えておるのであります。これは特別のこの場合といふようなことでなく、事情に応じて主務大臣がやることになつておりました。

○天田正三君 これは主務大臣が、各自認定で行くわけですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 主務大臣の認定によりましてやることになりま

○天田正三君 準則みたいなものでやれないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは特別の準則といふものは決めておりませんです。

○天田正三君 それから二項の「大蔵大臣の定める利息」といふのは、どういふ標準の利息を決められる見込みですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは、実は衆議院におきましても疑問がございまして、それで衆議院の方で修正をされたのでございまして、大蔵大臣が市場金利を考慮して定める基準による」といふふうなことを改めることになりましたので、結局そのときの市場金利によつて定めるといふことになつておりました。

○天田正三君 第二條関係の最後の「前條の規定にかかわらず、特別の譲歩をすることができ」といふところがあつたが、これは或る意味においては非常な含みがあつて、何か危険も予想されるわけですが、その「特別の譲歩」といふことはどういふことを指しておられますか。

○政府委員(佐藤一郎君) 御承知のやうに財政法の原則といたしまして、債権の條件を緩和し、乃至は免除することゝいうことは法律の根拠を要するわけでございます。それで現状におきましては延納と同時に和解、調停によりましてどうしても或る程度債権の條件を緩和してやることと適當であるといふ場合には相當ございまして、それでそのためにはまあたが裁判所の和解、調停にかければよろしいのでございまして、つまり判断は裁判所に任せておるわけでございますが、その根拠といたしましては、結局和解、調停の結果何程か債権の條件を緩和するといふ必要が起りますので、その場合の根拠の権限を二條によつて得ておる。こういうこととございまして。

○天田正三君 第三條の最後の免除規定でございまして、これは現に債務者であつて、住所又は居所が不明であるものがどのくらいあります。又当該収入金の徴収が不能になつておる分がどのくらいあります。ちよつとこの件数としては数字を手許に持つておりませんが、現在十六億円の關係の債権があるのでもございまして、その中で住所不明に該当します分が三千二百万円、金額でございまして。

○天田正三君 一面この住所不明といふことになれば、延納金なんか普通のことでは取りようもないといふことになつて、たゞ債権を翌年度、翌年度と繰越して行くといふ恰好になりはしないかと思つて。又別の面から考へれば、一体旧軍關係に債務を負つてゐるものが、行方不明で調べようがないといふこともこれ又非常に不思議な気がするのですが、それらはどうして調査されておりますか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは勿論住所又は居所が不明といふことになつてゐるのでございまして、本人がたとへば、おられます。財産が残つておるといふような場合は勿論取りつておるにたつておる。それから結局その元の居所なり、或いは住所をつきつめまして、そういう、当時戦時利得者のような小さな中小工業者で、而も地下に潜つてしまつたものが相当あります。それから陸海軍の兵隊のいわゆる留守宅の給料がございまして、これの過誤は、これは個々の金額は僅かですが、件数としては非常に多いわけですから、そういうものをやはり元の住所、居所を調べまして、そうして警察等の手を借りまして、どうしても分らんものが相當にございまして、そういうものをやろう。こういうことになつております。

○天田正三君 もう一遍、それで過誤によつて余分に給料を支拂つてしまつた。こういうものは一人々々直せば極く極めて少いものだらうと思つて、すが、これをどの程度の比率で一般の何と申しましようか、企業者との關係で、それと申したものの比率はどの程度になつておりますか。

○政府委員(佐藤一郎君) それは言ひ換へますと、三千二百万円の内訳といふことにならうかと思つて、これはちよつと今はつきりした数字が手許にございせん。この内訳については一つ掃りまして、数字をあとでお渡しいたします。

○天田正三君 それは直ぐ省に掃れば分つておるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと時間がかかるらしいのですが……

○天田正三君 それはおかし、提出されておるのだから……

○政府委員(佐藤一郎君) 給料の過誤拂い分と然らざる分との内訳となるので、これを一括して整理しておるの、それを一々伝票を算計し直さなければならぬことになりまして……

○天田正三君 それでは……

○委員(佐藤一郎君) 外に御質疑ありませんか。

○本村八郎君 この法案について資

第七部 大蔵委員会會議録第十三号 昭和二十四年十一月三十日

料を要求していたのですが、まだ受け取っていないのです……

○政府委員(佐藤一郎君) どういう資料ですか、ちよつと私まだ承つておりませんが……

○委員(櫻内廣郎君) 軍関係債権の……

○天田正君 今私が聞いたのはここにありますが、企業だけのものはこれを差引けば自然に出て……

○政府委員(佐藤一郎君) 資料は一応のものはお手許に差上げてあるわけですが、その外に特別の御要求がありましたか。

○本村八郎君 この前の前渡金なんかの回収状況ですね。

○政府委員(佐藤一郎君) 御承知のように臨時軍事費特別会計、昭和十四年からずっと続いて一會計年度になつていくわけでございます。それで只今のお話であります、その約十年間に亘りますところの前渡金、或いは概算拂の金額、それからその中の回収額ということになりまして、これは実は臨時軍事費特別会計の決算の結了いたしましたときに一應御審議願つていたわけなんです。それでその結果の残額がここに上つたわけでございます、それが結局十六億円に上るわけですね、お手許に大体の資料は差上げてあると思ひます。

○本村八郎君 一応頂きました。

○委員(櫻内廣郎君) それでは本案に對します質疑は、この程度で止めて置きます、今大蔵大臣が見えておりますから、税の方の問題について……

○委員(櫻内廣郎君) 次は所得税法

の臨時特例等に関する法律案について御質疑がありましたら、この際お願いいたします。

○川上嘉君 正確な帳簿の記載方法、これに基く青色申告について質問をいたします。この趣旨はもとより賛成であります、これが実施に當りましては現段階におきましては、殆ど不可能に近い困難と煩雜さが予想されるわけでありまして、政府は現下の実情におきまして、この青色申告の実施が成功するかどうか見通しを持っておられるのかどうか御答弁を願ひます。

次にシャウプ勧告を俟つまでもなく、今日納税者の記載は非常に煩雜すべき状態にあるわけでありまして、税務職員は正確な信用すべき帳簿がないからして、標準率及びその他の平均額を基礎として一方的に課税してやるのだ、それより外に途はないということ主張いたします。納税者は又税務官更が帳簿を信用しないから、たとえ記帳する能力があつても、正確な帳簿をつけることは意味がないということを書いておられます。従ひまして露骨な言葉で言いますと、従来税務職員と納税者とは、狐と狸とのだまし合ひみたいなことを繰り返しているわけでありまして、こうした悪循環が何によつて起きるのか、尚納税者に正しい記帳をさせるためには、どういったような対策を講ずべきであるかといつたようなことについて、大蔵大臣の御見解を御発表願ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 青色申告制度は、成功する見込みを持っております、又、あらゆる努力を傾倒いたしまして成功させたいと考えておるのであります。従来お話のような点もあるの

でございますが、やはりその根本には、納税者の帳簿というものを十分完備する必要があります。これが完備すればお話のようなだまし合ひというふうなことも、跡を断つのではないかと考えております。

○川上嘉君 つまり納税者が正しい記帳をしなかつたと言つたような理由は、どこにあるんでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) やはり何と申しますか、できるだけ税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○川上嘉君 納税者が帳簿をつけないつたという理由は、以上大蔵大臣の述べたことも理由でありまして、もつと根本的な理由があると思ひます。納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

でございまして、やはりその根本には、納税者の帳簿というものを十分完備する必要があります。これが完備すればお話のようなだまし合ひというふうなことも、跡を断つのではないかと考えております。

○川上嘉君 つまり納税者が正しい記帳をしなかつたと言つたような理由は、どこにあるんでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) やはり何と申しますか、できるだけ税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○川上嘉君 納税者が帳簿をつけないつたという理由は、以上大蔵大臣の述べたことも理由でありまして、もつと根本的な理由があると思ひます。納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 納税者が税を少く納めようという不純の気持の人もありまして、十分の知識がなかつたというふうな、あるいはな事情があると思ひます。

えさせられるところがあるのであります。曾て有能な税務所の幹部の職員が集りまして、果して現在どの程度まで税法通りに課税されているかというところを研究したことがあるのであります、その際、実際の所得額の七〇乃至六〇程度しか課税されてないものであらうといつたような意見が承認されたわけでありまして、尚、池田大蔵大臣も財政の九月号の別冊で、次のようなことを言つておられます。つまり現在では納税者が二重帳簿を持つてゐると同じく、税務官吏が法規集に書いてある税制と、自分の胸の中にある、いわば胸三寸といつたようなものと二つの物差があつて、本當の仕事は胸三寸でやつて置きながら、説明は何かと税法に當嵌めようとしてゐる。かようなことを大蔵大臣が言つておられます。このように税務署では、税法通りにきり／＼一杯課税しなくとも、殺人税金だ、或いは徴税恐喝だ、ものすごい魔障が続いて来ておるのはどういふわけでありましょう。これはやつぱり税法そのものが、苛酷である、税率そのものが高過ぎたからである。尚、扶養控除、基礎控除等が低すぎたからである。かように私は考えるのであります。曾て池田大蔵大臣が、現在の税法を余りにも苛酷な税法であると言われたことのあるのを私は記憶しております。この苛酷な税法をそのまま適用されたらどういふことになるか、恐らくそのまゝ適用されるような時期が近付いておると思ひます。同じく財政の九月号の別冊で、現池田大蔵大臣は、次のようなことを言つておられます。税務官吏、職員に對しては、諸君は実に國民の生活の糧を握つてゐる、

諸君の誤つた課税の結果、何千人の人が泣くことになるかを忘れてはならない。従つて課税に當る態度は正に薄氷を踏むようなものでなければならぬ。同時に法規に定められた点まで課税することも又諸君の責務でなければならぬ。こう述べておられます。税法通りにさややつておれば、決して無理がない、不公平がない、不合理がない、魔障が起きないといふことになれば、税務職員にとつてもこの上もない喜びだと思ひます。又納税者にとつてもこの上もない喜びだと思ひます。そこで今回の所得税法の臨時特例等に関する法律案に織込まれたところの税率の改正並びに基礎控除、扶養控除の改正の程度で、大蔵大臣は果して満足しておられるかどうか。この点について御答弁を願ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 財政の状況によりまして、租税負担も變つて来るのであります。私の考えでは、できるだけ歳出を少くいたしまして、國民の負担を軽減するように努力いたしておるのであります。何分にも我が國の経済状況から申しますと、急激に税負担を軽減する程歳出が減つて来ないだらうと思ひます。私といたしましては、徐々に減らしまして、そうして徐々に國民の負担も軽減して行く、來年度におきましては、先般も財政演説で申述べましたように、大体租税を四千四百四十億程度に見込んでおるのであります。そういたしますと、歳出の關係もありまして、この四千四百四十億程度にいたしますためには、所得税につきましても、只今御審議を願つてゐる程度に負担を願わなければならぬかと思ひます。ただま

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

上げた筈であります。速記録を御覽下

○川上嘉君　ちよつと今の答弁では、
どうも納得し兼ねるが、この税率の問題、それから基礎控除の問題、扶養控除の問題は、これは飽くまでも臨時的なものであつて、又来るべき通常国会においては、検討の余地があるものでしょうか。

○國務大臣（池田勇人君） 只今お答えしたように、減税はこの程度まではやり得る確信がありますが、これ以上に減税というものは、今検討を續けておりますが、なかなかむずかしい問題だと思つております。

○川上重君 この税率の基礎控除、扶養控除の問題につきまして、今はつきりした御答弁がないのでありますが、この問題につきましては、又後程質問いたしたいと思いますが、次に、実はいたしたいと思いますが、何が故に実額調査が十分にできないか、この問題について質問をいたします。どういうわけかといふ原因について、いろいろと大臣は列挙されたのでありますが、私はその外に、旅費の不足というものが、大きな問題であると思います。現在税務署におきましては、旅費が非常に不足しております。思うように出張もできないといったような実情でございます。これが実額調査に及ぼす影響は誠に甚大なものであると思います。

次に給與諸手当、福利厚生等一切を含めた徴税費の問題であります。今

度の補正予算を見ますというところ、成程外観は六億一千万余となつておりますけれども、内容を見ますというところ、五億四百万という過誤納金の拂戻がこの中に入つております。税額が公平に査定されなくちやならないことは勿論であります。同時にこれは飽くまでも公平に合理的に無理がなく実施されなくちやならないと、かように考えます。このためにはどうしても徴税費を大巾に引上げることが急務であると思ひます。そこで次の三点、即ち旅費の増額、大巾引上げに対する御見解並びに税務職員の新給、福利厚生の問題、更に全面的な徴税費の大巾引上げに対する御見解をお願いいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 徴稅費につきましては従来相當の増額を見ておるのであります。今回の六億余万円の分は、お話の通り過誤納金が五億余り入つておるのであります。純然たる徴稅費というものが一億足らずになつておるのであります。來年度根本的の稅制改正をいたしますに當りましては徴稅費の増額につきまして一段と努力をいたしたいと考えておりますが、お話の旅費の点につきましては、私はこの程度で十分とは申上げられませんが、けれども、我慢して頂くべきではないかと考えております。給與につきましては稅務官吏は特に一般の官吏よりも高い俸給になつておりますので、この程度でやつて行きたいと思ひます。福利施設の問題につきましては、一般公務員の問題として今後考えて行きたいと思つておるわけであります。

○川上重君 今の徴稅費の大巾引上げであるとか、つまり旅費とか諸手当、俸給、福利厚生一切を含めた全面的な

徴税費の引上げは急務であると私は考えます。この臨時特例法と同時に、少くともそういった点に積極的な一歩が踏み出されなくもやならなかつた、かような私見解を持っております。政府は税制改革は他くまでもシャープ勧告の基本原則を尊重して行つと表明しておりますが、このシャープ勧告の中でこれらの点について特に次の通りに指示しております。即ち「係給表は有能者を誘引し、引き留めるに十分な程、高くすべきである。医療、住居

拂うべきである。更に腐敗と賄賂の項でも同じようなことを強調しております。「現在問題を悪化させている特殊な要因」として「税務官吏の大多数が若手で無経験、かつ薄給であること、税率が高すぎる、こと、およびヤミ市場の活動が普遍的事であること」などを指摘しております。そうしてこれらの問題の「解決策の一つは、より良き給与と訓練である」ということを勧告しております。尙徴税費の増額につきましても「事務設備と運用と近代化の仕事は軍人である、その達成には絶えず活動に努力することが絶対に必要である、この努力は不十分な歳出予算によつて妨害さるべきものでない」云々、こういうような支出は、この近代化計画の結果としてもたらす徴税額の増大において何倍となく補われるだろう、かような勧告を行なつております。このシャワブ勧告に対しては私は全く同感であります。而もこうした措置は急速に、而も緊急に、これは率直大胆に講ずべきである、かような見解を持つておるのであります。最後にもう一回承ります。大蔵大臣のこういつた点に

ついでに御見解をもう一度御発表願ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 公務員の實質的賃金の上昇につきましては、我々も努力しておるのであります。殊に税務官吏の特遇その他の問題につきましても考慮を續けております。何分にも他との振合ひもありますし、今までのやり方でもそう一遍に急角度の変更はむづかしいのであります。徐々にシャウア勧告の線に調つて行きたいと考えております。

○九鬼紋十郎君 昨日この委員会において、私は大蔵大臣に対して、資産再評価の問題についてその後何か適當な緩和策とか、そういった修正の考えをしておられるものと考えまして、その後の経過を開いたのでありますが、そのとき大蔵大臣は今のところ非常に忙しいので、只今停頓しておるといふやうな御答弁であつたのでありますが、今日の朝日新聞を拜見しますと、資産再評価については相當融通性というか、大幅の弾力性を持たせるやうな方向に、大蔵省としては考えておる、そうして省議を昨日開いておるといふ記事が載つておるのでありますが、あれで見ますと相當大蔵省としては案が出ておつたやうに私は考えるのであります、昨日の大蔵大臣の御答弁は非常に不親切なものと考えられるのであります、改めて一つ私は別に抗議する意味でも何でもない、非常に裏面目な意味で質問したのでありますからして、これにつきまして、一つ誠意のある御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 昨日ここで答弁申上げましたように、晝前後の一時、余り省議を開いたことはここで申

上げた筈であります。速記録を御覽下されば載つておると思います。実は昨日お話し申上げましたように、昨年来検討を續けておつたためいろいろな案がございます。私も就任以來この問題につきましては自分の考え方も相當言つております。自分の考え方とシャウプの考え方とはちぐはぐでありまして、シャウプの考え方もあの発表のあつたときには、如何にも強制的にやるような感じを國民に與えたのであります。で、新聞記者とシャウプの会見の

ときにも強制的にとは言つておりません。ユニバーサルにやるのだ。この程度であつたのであります。私は前から強制といふことはやるべきじやない。こういう考えを持つておりましたがために、シャープが向うに帰られての後も係の人との折衝を加へまして、大體強制的でなくていい。こういうことになつたことは予算委員会その他におきましてでも申上げておるのであります。そうして買収その他につきましては、まだ慎重に考慮しなければなりません。例えばシャープは七月一日の固定資産で、卸物価指数で上昇を決めて行くのだ、こう言つておりますが、株式の問題とかいろ／＼の問題はやつておりません。又卸売物価によりまして、固定資産の値上りの時期によりまして、余程變つて参ります。シャープのようなやり方で行きますと、昭和二十二年とか二十三年に非常な上り方をした建物につきましては、非常に高い金額になるのであります。それから又ずつと前とく最近に上つたものにつきましては、あの評価では不十分だ。こういう点があるのであります。こういう点はよく私が肚を決めてからなけ

ればならぬものである。従来から事務当局は、時間別ですという話があつたのでありますが、昨日漸く十一時過ぎから十二時半頃までこの院内で省議を開いたような状況であります。いろいろな新聞に載りますけれども、全体として交渉がまとまつた後に発表する方がよいと考えまして、個別的に少しづつ出すという事は、却つて誤りを起し易いので、私は遠慮しておつたのであります。強制的でないといふことだけは、はつきり申し上げておきますし、これくらいの程度しか言えないと思ふのであります。

○木村義八郎君 昨日申告納税の自然減収の問題について伺ひしたのですが、くどいようですが、今の税のうちでは申告納税の、税の地位というものは、非常に重要だと思ふ。それを所得の実績によつてあつて自然減収を見込んでおるのは、大蔵省の所得の調べです。それはどういふ方法で調べられたのか、この所得の実績は、一応その実績を調べて推定を加えて行くわけですが、その調べる方法を先ず伺ひたいのであります。

○國務大臣(池田勇人君) 事務当局からお答えした方が適當かと思ひますが、私から一応今までの、少し古いけれども分りませんが、大蔵省がずっと過去十数年間やつておるものを申し上げます。申告納税につきましては、先ず物価の動き、生産の状況等が主でございます。而してその業態別に、階級別に見まして、この程度の収入があるだろうといふことを彈き出して予算を組むのであります。而して過去十数年来、申告納税と申しますか、賦課課税の問題につきましては、常に自然増収が結

果において出ておつたのであります。今度の税法になりました。税法上決定いたしましたものは、当該暦年の所得によつて決定いたしました。徴収歩合がどのくらいあるかといふことを二段階に考へることになります。例えば勤労所得のようなもの、税法上決定いたしました。徴収歩合が九六、七〇、或いは九七、八〇あります。申告納税の分につきましては、決定はいたしましても、徴収その他徴収の時期もそれる。そこで前年の税の繰越し、今年の来年度への繰越しといふことも収入外に關係して来ることであります。そこでどの程度の分をその年の決定について確定収入と見るかといふ問題が、昔よりは一つ加つて来るわけですが、そういうような關係で徴収歩合を考へてやるのであります。

○國務大臣(池田勇人君) 全然無關係とは申上げられませんが、やはり役所同士でございまして、安本の調査なんかも参考にされてやつてゐるのであります。

○木村義八郎君 先程伺ひしますと、結局課税所得が見込より減つたといふことと、徴収歩合が減つて来た。徴収をどのくらいに見込みになつたか知りませんが、七〇%から七五%くらいのお見込みだと思ひますが、そうすると徴収の成績が悪かつたといふことになりませんか、それは能率が悪いといふことになるのですか、そういうふうなことに思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 徴収成績の問題で事務当局の能率が悪いといふことは私は考へません。即ち課税所得につきましての増減と、それから今の滞納の状況でございまして、こういうことと、事務当局の能力の問題とは私は考へておりません。

○委員長(櫻内廣郎君) 外に御質疑はございせんか。

○森下政一君 先程川上さんに対する大蔵大臣の御答弁、大体私はこういうふうに聴いたのですが、そう了解してよろしいですか。今度所得税法が改正になりますと、例へば基礎控除であるとか、扶養控除であるとか、勤労控除、そういうものは必ずしも現在提案されてゐるものが基礎控除として安当な金額とは言へない。或いは扶養控除にしても勤労控除にしても、もつと幅のある控除をするといふことが理論から言へば安当かも知れませんが、財政の事情から照し合せてみますと、理論通りには行かない。だから先ず現在の財政の要求を十分満たすことのために、この程度は我慢しなければならぬといふふうな聴いたのですが、そう了解してよろしいのですか。

○國務大臣(池田勇人君) そうではございせん。この程度で我慢しなければならぬといふ断定したわけではないのであります。少くともこの程度は維持しながら、これを最低目標にいたしまして、只今各税の見積り等を検討いたしてゐるのであります。うまく行けば基礎控除の一例が一分五分になるかも知れない。そして又財源に余裕があれば、税率三十万円以上五十五万円というのを、或いは五十万円以上五十五万円とかいふことも考へてゐるのであります。又大体の大綱が決まりましたので、各税の細目につきまして検討を加えてゐるのであります。具体的に申上げますといふと、四千四百四十六億の租税収入をして、酒税がどうなるか、法人税がどうなるかといふことにいたしまして、私が当初考へておつたのよりも

年よりも非常に多かつた。こういうことなどは、申告納税のうちの農業所得を減らす原因だと思ひます。それから又農業所得の方につきましては、物価の動向とか、或いはその後の実績調査をした場合においての変化するを考へまして、あつていふうに減収を見込んだら、私は考へております。

酒が非常に増産になつて増収があるといふことになれば、これは所得税の減税の財源になる。こういうことを考へておりますから、暫定的にこの線まで来年度も行くといふことは考へておられません。この程度が減税の最小限といふことをはつきり申上げて置きます。減税を少し殖して行こうといふ努力はいたしております。

○森下政一君 少し私の質問を大蔵大臣は勘違いされてゐるのではないかと申ひますが、私の聴きたいのは例へば基礎控除です。基礎控除といふのはどこまで行つても理論的に言へば、国民の最低生活に対しては税が食ひ入つて行くものではない。最低生活費に充當すべきものは基礎控除として課税の圏外に置かるべきものだ。けれどももうなれば二千四千万円が安当な金額とは誰が今日考へてゐない。併しながら財政の現状から考へて、最低生活を税の圏外に置くといふことはできない。だから一応二千万円という金額で基礎控除を止めておる。こういうふうな考へ方であるかどうかこの点を伺ひたいのであります。

○國務大臣(池田勇人君) 基礎控除の金額は国民の最低生活と一致するものとか、非常な關係のあるものとか考へておりません。従ひまして今回提案いたしましたとおり臨時特例の分よりももつと減税をして行こうといふ場合におきまして、議論がありまして、理論的には基礎控除を先ず殖すべきでありましよう。その次は税率を勘案すべきでありましよう。そして勤労所得の控除の増額を図る。第三番目に考へるのが税の理論だと思ひます。併し何分にも今までの勤労階級の二割五分控除

題につきましては、常に自然増収が結
取得の分で見ますという、災害が例
考えておりません。
して、私が当初考えておつたのよりも
にも今までの勤務階級の二割五分控除

のことを思い、又今までの最高税率五
百万円百分の八十五になつたことを考
えると、余りに急激な変化ではない
か、かるが故に若し財源があるとすれ
ば先ず勤務控除について考慮し、第二
に税率について考慮し、第三に基礎控
除に行きべき経過的の税制改正案と
してはいんじやないかと、この私は
考へておるのではありません。従つて財政
に余裕がある限りにおいて、若しこの
御審議願つてゐる場合よりも減税し得
るとすれば、基礎控除よりも勤務控除
に手を付ける。余裕があつたときに税
率に手を付ける。そして尚余裕があつ
たときに基礎控除をやる。それで私は
基礎控除を二万四千から二万七千円
にしたい。又税率の三万五千超五十五
を百万円超五十五にしたい。又勤務所
得は一割控除を一割五分控除にしたい
という考へを以て計算しますと、相当
今の臨時特令よりも多くなるのであり
ます。二万四千から二万七千円にい
たしますと二億円の減収があります
が、三十万超五十五を百万円超五十
五という税率で勘案しますれば、百八
十億円の減収になります。一割を一割
五分にしますと九十八億円の減収にな
る。そこで百億円の財源があれば
勤務控除もできるが、この百八十億円の
部分はなか／＼出そうもありませ
ん。そこに三十億でも五十億でも余裕
があれば、三十万超五十五でなくて
五十万超五十五というところでやつ
たらどうかということを検討いたして
おるのであります。私は将来の税制と
しましては理論的よりも経過的の考へ
方で、今申上げましたような方向で行
きたいと思ひますが、この次にシャウ
プ勧業案よりも次に来たるべき減税が

再来年度でできるかどうかという問題
は、今後の財政経済の見通し如何によ
るのであります。ところが、今年度た
とえ財源がなく、シャウプ勧業案の
通りに所得税が参りまして、二十六
年度におきましては、私は可成りの財
源が出て来て、そして今度はシャウ
プ勧業案で仕方なしにやつたとしても、
その次の年度につきましては、相当減
税ができると思つておるのであり
ます。

○川上重君　そこで今の問題について
もう一度伺ひますが、私は先に單刀直
入にお伺ひしたことは税率の改正、基
礎控除、扶養控除の改正等は現段階に
おいては、この程度で大蔵大臣は満足
してゐるかどうかといつたようなこと
を質問したのであります。大蔵大臣は
大体これで満足してゐると、こういう
工合に了解してよいでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君)　満足という
のは、私の今までの答弁をお考え下さ
ればよいと思ふ。大蔵大臣としては歳
出を削りまして、できるだけ減税する
ということが満足すべき状態でありま
す。で今の臨時特例の所得税の税で、
これで満足すべきものとは考へており
ません。財政当局としては、でき
るだけ歳出を削つて少くしたい。だか
ら今申上げましたように来年度の予算
編成に當りまして、財源が出て来れ
ば十分減税の方に行きたい。満足とい
うのは止むを得ない程度、こう考へて
下すつたらいと思ふのであります。

○川上重君　それから先程の答弁の中
におきまして、又昨日の予算委員会に
おける木村委員に対する答弁の中にお
きまして、税務職員の特遇が外の職
員、外の官吏に比して、如何にも優
遇されてゐるといつたようなことを大
蔵大臣は言われておられますが、その
点について決して優遇されてゐないとい
う点を私は申し加へておきます。申
すまでもなく、現在の職階、一般職の
場合には、一級一号二千四百円から最
高の十五級四号二万三千六百二十円と
なつておられます。ところが税務特別職
階では一級一号二千八百四十円から最
高九級六号一万一千九百七十八円にな
つておられます。それ以上は一般職に切
換えられて行くことになり、そこで
税務職員が特別職になつてゐるから
有利だといつたような考へ方は、これ
は間違ひであります。最近いろいろの
統計資料を集めて調査した結果によ
りますと、税務職員の六七％までは一級
乃至二級に置かれておられます。そして
九六％が四級以下となつておるのであ
ります。これは税務職員の九割五十分
で二万四千四百円から四千八百六十
三円の間に押込められてゐるというこ
とを物語つてゐるわけであり、税
務職員の初任給は甲種中等学校卒業で
大体昨年の十二月末までは一級二号で
あつたのであります。六千三百七十七
円。ベース施行後は一級一号となつたので
あります。これを全官公労の昨年の九
月現在の調査によりますと、各省初任
給と比較しまして、甲種中等学校卒業
の者は文部省、商工省、会計検査院に
おきましては四級一、最高裁判所に
おきましては四級五号、その他の官庁
では三級二乃至五号となつておしま
す。その後号俸の切下によつて一、二
号、高いところは五号乃至六号切下と
なつておられますが、それでも金額の内
容を見ますと、税務そのものを上廻つ
てゐるか、或いはそれと同じ程度であ

ります。それ故に税務職員は特別職階
だから高いといつたような今の大蔵大
臣の御言葉は、これは意味をなさな
いのであります。

ここで六千三百七十七円の内訳を
見ますと大体本俸四千七百四十円八十
三銭、扶養手当一、五人で七百九十三
円三十五銭、勤務地手当七百二十六円
八銭、特殊勤務手当四百六十六円七十四
銭、御承知の通り税務職員の平均年齢
は二十五歳弱でありますから、その殆
んどは扶養手当を貰つてゐない。従つ
て六千三百七十七円ベースより遙かに下廻
つてゐるわけであり、このことは
同時に六千三百七十七円ベースより上廻る
階層が僅かに全職員の二割から三割程
度に過ぎないといつたようなことを示
してゐるわけであり、そこで先程
の税務職員の場合には待遇がよいとい
うことを私ははつきりここで申上げて
置きます。

○國務大臣(池田勇人君)　私は川上君
とは見解を異にしております。一人当
りの収入が少いからと申ししても、
それには少い理由があつてのことであ
るのであります。お話の通りに平均年
齢は二十五歳未満になります。だから
一人当りの実収が少い、併し或る官庁
が相当の高給者ばかりで組織されてお
る場合、平均俸給が一、二、三千円に
なるその官庁を見て、税務官吏の待遇
が非常に悪い、三分の一だ、こういう
論議も成り立つたと思ひます。

○天田正君　先程大蔵大臣は、本年
はシャウプ案で止むを得ないけれど
も、来年度においては相当減税し得る
というふうなお話をごさいました。が、
そのお見通しによりますと、如何な
る税目、如何なる財源によつて減税
が行われるか、この際明らかにして頂
きたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君)　誤解のない
ようにいたしたいと思ひますが、私
は来年度におきましても財政の切り盛
り、この臨時特例によつて現わして
おるあのシャウプ案より、できれば減
税したいといふことにつきましては日
夜努力いたしてゐるのであります。従
いまして来年度の分は今確定的にシャ
ウプ案通りといつておるわけではござ
いませんので、どうぞ御承知置きを願
ひます。

次にそれでは再来年度の問題につ
てはどうかという問題になります
と、これは財政全般の問題になりま
するが、本年減税ができました主なる
理由は価格補給金の削減でございま
す。二千二百億円の削減でございま
す。そして政府も極力節約いたしま
したが、公共事業費その他必要な復
興の部面は金をどし／＼出す、それで
も尚七百億の節約、私はこの趣意から
申しますと九百億円の税において
は減税と、こういうふうにして申して
おるのであります。そういうふうによ
きておるのであります。そして問題
のこの価格補給金が二十六年度ではど
うなるかと申しますれば、安定物資
に對します補給金の四百数十億円の
分は殆んどなくなり、而して又最近
御審議願ひたいと思ふのであります
が、来年度は實際的に価格補給金は三
百五十億程度、予算には例えは債務
償還費として五百億上つております
が、復金から二百億足らずの収入があ
りますので、又インベントリー、ファ
イナンスをやりますと、来年度は三百

数十億で、今年度はどうかと申ししますと六百数十億の債務償還になります。本年度六百数十億、債務償還はこうやつて行けば、来年度においては我が国の財政は他の外国に殆んど例を見ない程堅実なつて来ると思ふのであります。そういういたしますと来年度におきましては相当のつまり減税が期待し得ると考へておるのであります。

○天田正吉 細かいことは別といたしまして、このシャウプ勧告案を基本といたしまして、いさゝか税の改正が行われて、勿論来年度の予算においては更にこの改正が行われるのであります。そこでこれを適用するに當りまして、税務職員が果してこれを消化し得るかどうか、この消化をしなければ、仮に減税が実現にはなりません。非常にも今までの通りの弊害が更に倍加されるという危険はあります。そこで私は通日国税庁の苦情処理相談所でありまして、大変あそこを誇つておりますので参つたのであります。三人の職員でさつぱり仕事は動いておりません。更に地方の税務署の課長クラスに聞いて見ますと、これは一体農民等に教えるためには、その前段として税務職員がそれを消化しなければならぬけれども、その自信があるかといつて聞きますと、これには一向自信がない、こういうような状態でありまして、勿論このことを直接大蔵大臣の責任をとかく言うのではありませんが、併しかような状況であれば、特設の教育方法を講じなければ、到底適用において必ず又混乱が起る、こう考へますけれども、大臣といひましたしは税務職員の教育、再訓練、こうした問題についてどういふ構想を

持つておられるのか、それを明らかにして頂きたいと思ふのであります。

○國務大臣(池田勇人君) 税務職員の現状につきましては、お話の通りに素直に申し上げられぬのであります。従いましてこれを改善いたしますために、人員を徐々に増して行くとか、或いは新規に採用する人についての、何と申しますか、知識、経験等を十分採用の條件に入れるとか、そうして又今申しまするか、今少し勉強して貰ふ、こういうような方法があると思ひます。今度のシャウプ勧告案は御案内の通り減税ということよりも、税の合理化ということを先ず考へておるのであります。従ひまして今人が少いか何とかというようなお話でございまして、来年度一月一日からやめます取引高税及び燃料消費税につきまして、現在従事人員は六、七千人と考へておるのであります。これは人員は減らしませんから問題の所得税の方へ切替へられることに相成るのであります。又来年度におきましては或る程度の人員増加を計画しておるのであります。そして又再教育問題につきましては、昔は高等財務講習所と地方財務講習所と二通り設けて、高等財務講習所は東京に置いて、大抵二百人ばかりを二年教育いたしておりました。地方の財務講習所は各財務局所在地に置いて、千人余りを教育いたしておつたのであります。最近ではその高等と地方とを併せまして、財務講習所という学校で千人以上の者を再教育しつつあるのであります。これは十分ではございませんが、この方へ人を派山取りま

るといふと、実地の方が少くなりますので、これは徐々に殖して行くという方向でやつておるのであります。統制は合理化されまして、人員が合理化され、そして手不足も相当緩和される、又緩和しなければいかんという方向で行つておられますから、徐々に税務の執行はよくなつていくことを、私は確信しておるのであります。

○森下政一君 大蔵大臣が若し財源があれば、将来勤労控除を先ず第一にもつと幅を広くしたい、或いは扶養家族の控除を多くしたい、最後に若し更にやるならその範囲をもつと多くして行く、この考へ方は私大賛同したと思ふのであります。そこで例へば勤労控除です。そこで例へば大蔵大臣はこの年度におきましては勤労控除を御自身の考へとしては一〇%でなく一五%でやりたと思つておられる。但しそうなりますと九十八億程減少になるが、百億近い財源があるならばそれができるのだといふやうなお話があつたように思ふのであります。政府の方針として健全財政ということをお考へになつておるせいだろと思ひますが、政府の債務償還などというところを、積極的にどん／＼おやりになる、而もそれは税収から上つて来たものでどん／＼おやりになる、私は偶然昨日知つたのですが、衆議院でも問題になつたようですが、政府の債務償還の中には、石炭業者に本年の何でも四月頃に與えた交付公債は記名のものであつて、償還年度は昭和三十三年だといふやうなものを、百四十一億程現金に引換へるといふやうなもので含んでおるやうに聞くのではありませんが、そんなことまで慌ててやる必要はないんではないか、

そういうふうな金こそ、これは勤労控除の増額といふやうなことに當てるのに都合がいいのではないかと申すので、一方で税収を上げて、そして政府の債務を償還することに極めて積極的であるが、そう急がんでいいじやないか、別段そうしなくてもインフレが再燃するといふやうな危険がないじやないかと思ふやうなことで、非常に積極的によつて、インフレの収束という面から努力されるのであります。が、そういうものをこの際大蔵大臣の理想である勤労控除の幅を拡げるといふやうなことに充てられることの方が、むしろ要當りやないか、僅かに五%でありましても、それだけ勤労者の手許を豊かにしてやることによつて、これがまさかインフレを再燃させる危険があるといふことには考へられな

と思ひます。殊に勤労者の家計といふものが、減税の主たる財源であると言はれる価格調整費の削減によつて益はね上つて、家計が膨脹して来るといふやうなことを考へて見ると、私は只今申しますやうな措置を講ぜられることが妥當にやないかと思ふのですが、極端に国民の購買力を吸ひ上げること、非常に急が、不必要に急だと思ふやうな政策を何故お採りになられるか、御所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 誤解がないように申上げて置きますが、所得税の改正案といひましたしは、理論的には基礎控除、税率、勤労控除、この三つは順序になる。併し当面の問題として、勤労控除、税率、基礎控除、この順序になると申上げたのであります。で昭和二十五年度の税制改正に當

りまして、財源があれば、先ず勤労控除から行きたいというのが、私の只今の念頭であります。併し今度は二十六年、二十七年になつた場合に、やはり理論的なあれよりも経済的のものを探るかと言つたら、私の方ではつきり申上げられませんか。たとえ二十六年の税制改正のときには、所得税の軽減については基礎控除よりも勤労控除が先に行くかどうかという問題につきましては、私は今ここで、はつきり申上げるわけに行かない、当面の問題で、二十五年年度の税制改正として財源があつた場合には、どれを取るかという理論的分よりも経済的分の方を取ると申上げておるのであります。その点は、大蔵大臣は第六国会でこのことを言つた、昭和二十六年、二十七年の減税は、基礎控除よりも勤労控除を先にするといふことを言つたじやないか、ということをおつしやらないように、お願いいたします。二十五年年度についての考へ方はさうでござ

います。

次に債務償還を急ぐといふことはどうかといふお考へ、勿論さういふ考へ方はあります。私は日本の経済を再建するためには、できるだけ債務を償還する。債務償還と減税、歳出増加、この点で行くのが一番いいと思ふ。でインフレは大体収束の軌道に乗つて参りましたが、なか／＼これで安心だといふところまで行つていないと思ふので、まだ油断はなりません。従ひまして来年度におきましては、本年度ほどの債務償還はいたしません。が、先程申上げましたやうに、尙三百数十億の債務償還をして、財政を泰山の安きに置きたい、そして又国民生活の向上

この問題についてどういふ神妙を

まやんが、この方へ人を派山取ります

情でやる必要はないんじやないか

す。昭和二十五年年度の税制改正に当

りたい。そして国民生活の向上

につきましては、産業の振興を図つて、そうして幸に見返資金も来年度は千五百億程度を見込まれますので、これで産業の復興を図りたい。こう考えているのであります。

○藤下政一君 私もよく分らんので、大蔵大臣から発表して貰いたいのです。衆議院で問題になつたというその百四十億とかに上つておる交付公債の償還というものは、一体どういふことなんでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) 交付公債の償還ではないのであります。あれは復金が国家の要請によりまして石炭業者に對し融資した分の損失補償といたしまして、交付公債を発行したしたのであります。これは前の国会で御賛成を得て実行したものであります。

○藤下政一君 これは、償還年次が將來のものならば、今俄かにこれを現金に換えるという必要はどういふわけなんでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) 償還いたしません。先般の交付公債百數十億円の問題じやないのであります。これは私が三百五十億圓ぐらゐが来年度のまあ特別な債務償還になると申しますのは、できるだけインフレを収束させ、又我が国の背負つておられますところの外債の元利拂ひに充てる、こういうような計画で言つておるのであります。で、減税をするのが先で、経済の安定は後だということよりも、私は経済の安定を図りながら減税をし、そう考えて予算を組んでおるわけでありま

す。従いまして他のときにも申上げましたように減税もし、歳出も必要ならそこは増加する。而も又債務償還もす

る、こういう予算を組む国は、今世界に殆んどないと考えております。

○藤下政一君 もう一遍伺ひします。が、大抵御意見は分るのですが、そうすると何ですか、その交付公債というものに現金に換えることはないのですか。おやりになるのですか、どつちですか。

○國務大臣(池田勇人君) 公債でございますから、將來は償還しなければなりません。將來お返しになると、こういうことですか。

○國務大臣(池田勇人君) そうでございませう。

○木村八郎君 最近銀行預金の増加が非常に目覚ましいようでありまして、これは我々予想外であります。我々の予想は、もつと少いところで打切られると思つたのに、それより相当多いですね、我々の予想が外れたのであります。銀行預金がこんなに殖えるというその原因、これはどういふところにあるのでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) この問題につきましては、木村さんとこの前の国会で議論したと思ひます。私は二千五百億圓を貯蓄目標とした、或る銀行家は千七、八百億圓、私は二千五百億圓は大丈夫でありますと言つたのであります。併し四月におきましては今の三月の決算期の、五十億ぐらゐの預金が増えました。五月におきましては三百三十億圓、六月には三百二十億圓、七月にも三百億圓近く、八月は三百四十億圓、九月は八百二十、三十億圓、この八百二十、三十億圓には、税抜の勘定があると思ひます、かるが故に十月に

おきましてはちよつと減を示したのではないか。併しいずれにいたしましては九月の八百二十億圓を割りまして、四百億圓になります。もう半年の間に私の申した二千五百億圓が、二千億圓になつたという状況で、非常に私は日本経済は最近良い結果を來たしておると思ひます。何故こんなになつたかと申しますと、結局日本の経済が安定したという国民の信頼だと思ひます。通貨に對する信頼、これがもう第一番であります。私は手前味噌を申上げるわけじやございませうが、国民が我々の財政経済政策を支持しておる証據である、こう考えております。だから早い話が、今年の供米の代金は、非常に還元率がいい、昨年は政府が米代を拂ひまして、その二割程度が農業者の預金になつておりましたが、今年は三割以上の分が返つて來る。もうこれで通貨は安定した、いわゆる何と申しま

すか、セーラース・マーケットがバイヤース・マーケットになつた、買需めはいかん、売り惜みはもう時代遅れになつたというところ來ておるのであります。非常に私は喜ばしい現象だと思ひ、この機会に國民に感謝して置く次第でございませう、通貨の安定だと思ひます。

○木村八郎君 その点は前の予測が、我々の予測に反して大蔵大臣のお見通しが正しかつたということに認めます。そこで伺ひたいことは、通貨が安定したということも確かだと思ひます。併し所得も相当予想以上に増加してゐるのじやないか。財政的にデフレになるのは金融面から相当補つておらない。そこでこのように預金が

増加するのは、やはり所得が相当増加しておるからであらうと思ふのであります。こういう所得増加は勤労者よりもむしろ申告納税の対象になる業者が多いのじやないかと思ひます。それに拘わらず、この税制改革によりましてこの補正予算において、そちらの方面は非常に自然減収が見込まれておる、これが私には了解がつかない。今大蔵大臣が言われたように非常に預金は増加して喜ばしい、所得も殖えておるわけですが、それにも拘わらず、こちらの面になると非常に少く見積つて、自然減収を見込んでおる。これはどうでしょうか、少し矛盾しているのじやないでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) どうも木村さんは、時々見方が變つて來るので私は困りますが、これは所得の増加ということも、これにはあるかも知れません。十四年は農業において、二十数%、商業においては三十数%の増加を見込んで予算を作つたのであります。その後

の状況を見ますと、貯金が殖えたから所得が殖えたとは私は断定できないと思ひ、それは中小小商工業者の現状を見ましても、貯金が殖えてあれがよくなつたと私は考えておりません。預金の増加いたしましたのは、その大部分が通貨の安定、経済が軌道に乗りつつあるというところを國民が見たからだと思ふのであります。とにかく買需めするよりも預金をして置いた方が後々のためになる。本當のいわゆる経済復興のあり方が國民大衆に御了解を得た証據だと思ふのです。

○木村八郎君 そうしますと、今までいわゆる預金預金みないになつてお

つたものが、段々今度は本當の、正式の銀行の、金融機関の預金になつて來た。そうなる今までの預金預金のよ

うなもの、所得増収の対象にならなかつたのですが、銀行預金が殖えて來れば非常にその捕捉はつきりして來ると思ふのです。

○國務大臣(池田勇人君) シャウブ博士の勧告案を十分お読みでございませうから、これからは勧告案によつて所得がもつと乘になつて來ると思ひます。

○木村八郎君 どうも私はさだわらうですが、自然減収の根拠がどうもはつきりしないのです。それで非常にそこに政策的な意図があるように思へる仕方がないので。余りに不均衡過ぎると思ふ。勤勞所得の方は増収を見込んで、常識で考へても申告納税者の方の所得が、それ程減つていないと思はれるのに、こつちの方に自然減収を見込むというところは非常に不均衡であるが、不公平であるようにも思ふのですが、この根拠がどうも納得行かないのです。

○國務大臣(池田勇人君) 今までお答えしたところで御了承願ひたいと思ふのであります。

○委員(櫻内正房君) 外に御質疑はございませうか。外に御質疑はございませうか。外に御質疑はございませうか。外に御質疑はございませうか。

○川上喜重君 先程質問をいたしました税率と、それから基礎控除、扶養控除の問題については私は大蔵大臣とは反對の見解を持つております。この程度の改正案では意味をなさない。これ以上ものを早急に講ずべきであるといつたような見解を持つております。大

体もうすで税金の過剰である国税庁が、どんなに緊切つても肝心の一般国民の懐具合というものは、非常にもう逼迫して来ております。従いまして大きな会社とか、或いは大口所得者の脱税を徹底的に徴収するという以外には、徴税は相当行詰つて来ておる。かように私は考えます。ところが今回の税率の改正案を見ますと、どうも高額の所得者にその恩恵が非常に厚い、そうして少額の所得者にはその恩恵が軽いといったようなことが見受けられるのであります。これに對して大蔵大臣はこつこつた点について、どういふ御見解を持っておられるのか御答弁願います。

○國務大臣(池田勇人君) 川上君が先程申しておられましたように、非常に税率が高過ぎて査定額通りにやつたならば、苛酷になるという例があることは、あなたも御承知のことと思つたのであります。そこで所得の最高税率をどこへ持つて行つたらいいかということ、これは古來議論があるところであり、これはイギリスにおきまして今尙九七・五%をやつておるようでございますが、昨夜もイギリスから二、三日前に来た連中と會つて税の話をししましたが、非常に高い税率で、もう外に所得を求めるよりじつとしておつた方がよいというより、イギリスの状況であるのであります。御案内の通りに、各国とも八十数%程度の最高税率を維持しておりますが、我々の考え、殊にシャウプの考えでは所得の最高税率というものは、七〇%とか七五%で止むべきだという考えを持っておられるようであります。そこで我々はとにかく誠実な申告をして頂くためには、

できるだけ最高税率も低くしようという気持ちを持つておるのであります。従いまして、五五%と申しますと、地方税と住民税を合せますと大体七〇%近くになるのではないかと思います。これは地方団体によつて、住民税の取り方によつて違いますが、大体今のところは六六%から七〇%、私はこの程度で止めて置くのが資本の蓄積にもなるし、産業の増大にもなると思つております。従いまして経過的には、非常に高い税率が低くなつたようにお考えになります。そう大したことはないの、私は税制の一つの合理化、進捗だと考えます。従いまして最高税率五五%を要する気持は今のところございません。ただ最高税率をどこからの所得に持つて行くかということを検討いたしておるのであります。

○川上嘉善 最高税率を如何にすべきかという問題ではなくて、その下の方をもつと安くして、そして最高を五五%で抑えておられますが、この上に更に細かく区分すべきではないか。その上にもつと細かい階級を設けるべきではないか。こつこつたような見解を持つております。

○國務大臣(池田勇人君) これはあなたの、前の話と少しちがはうになると思つておられますが、若しここに五五%の所得者があつたときに、八五%の税率にした場合には、その人の負担がどうなるかということをお考え願いたい。五五%の所得のありますものは現行税法で、地方税を合せますと四百万円以上になると思つておられます。そうすることがいいかという問題であります。これがやはり誠実なる申告を阻害した一つの原因であるという

ことは、あなたが御指摘になつた通りであります。従いまして私は税の合理化を図る上においては最高税率と、地方税を合せ七割程度以下にするのがいいんじゃないか。そこで資本の蓄積があつたときに、その蓄積が一定額以上を超えた場合には、富裕税というもので取る手もある。併し所得税の補充税として二十億円の富裕税というものは不十分であります。不十分であり、一応こつこつた税制をとつた。そうして今後情勢の変化によつて国民経済にケツチするようによつてアジャストして行くのがいいんじゃないか。こつこつた次第であります。

○川上嘉善 どうも大蔵大臣の話は、私が八五%に持つて行けということを主張しているように聞かれますが、何れも私は最高税率を八五%に持つて行けというのじゃない。五十万円までは各階級を刻んでおるにも拘わらず、五十万円以上は一律である。一律に百分の五五をぶつかけるといふことは、余りにも大口所得者に對して恩恵が大き過ぎるのではないか。かような見解を持つておるといふことなんです。

○國務大臣(池田勇人君) そこで最高税率の問題を議論しておるのであります。で、川上君のお話は、最高税率五五%というのを六〇%なり六五%にしるとおつしやるのか、或いは三十万円を超えようの、五十万円超というよう、におつしやるのか分りませんが、私の想像するところでは最高税率五五を六〇とか六五にしるとおつしやるのだらうと思つておられます。そういたしますと、六五にいたしますと住民税が非常に増微になりますから、その負担は八〇%くらいになります。八〇%の最高税率が

いいかどうかという問題を考えなければならぬ。そこで私は資本の蓄積、産業の振興には国税においては五五%、地方税におきましては住民税として二割程度を取るといふのがいいのではないか。これを余り階級を上を持つて行きますと税収入が減ります。そういうことをお考え下さいましたら御了解行くとお思います。

○川上嘉善 五五を六五に持つて行け、七五に持つて行けという意味も含まつておられますが、ここではさつき五十五万と盛んに使いましたが、これは間違ひで、三十万を超える金額に對しては百分の五五、こつこつた超過累進税率になつておるのであります。が、それを更に六十万、七十万、八十万以上、こつこつた工合にまた幾つかに刻んで賣りたい、その方が妥当である。かような見解を持つておられることとであります。

○國務大臣(池田勇人君) 三十万のところを五十万、六十万、七十万にしたときの税率を如何にいたしますか。三十万円超を五五に持つて行つたならば、五十万円超は六〇にしなければいけません。六十万円超は六五にしなければいけません。七十万円超は七〇にしなければいけません。そうすればあなたの持つておられます所得の税による負担の均衡は取れることになり、最高税率は五五万円以下は百分の二〇であり、五十万円超は百分の五五で、その間を五の刻みで行つておられますが、五五から五刻みで行くより外ありません。そうすると六〇になり、七〇になるのではないか。七〇にした場合に、地方の住民税を加えると八〇以上になつて来て、今のより

な誠実な申告は期待できないということになります。

○川上嘉善 私の三十万円以上は敢てこの法案に縛られなくても、三十万円以下はもつと下げてほしい。そういう見解です。

○國務大臣(池田勇人君) 若し三十万円以下の分を下げまして五五以下二〇%というのを一〇にする。そうしてその間を調整いたしましたならばこれは相當の減収になります。私は五十万円超五五を百万円超五五にしまして、以下の税率を或る程度アジャストすることに、よつて百八十億の減収になる。大体日本の国民所得の分布状況を見ますと、ピラミッドのような型ではなくして、富士山のように裾野が非常に長く、と申しますか、こつこつたふうな恰好になりまして、下の方は所得は入らない。これは敗戦の結果、或いは財政の支出の増加等によつて今一挙にできないのであります。が、国民所得の構成が下の方に非常に多く、上の方が少い、こつこつた恰好になつておるのであります。従いまして税率をちよつと動かすことによりまして、可成りの減収を来すのであります。御検討を願つてもよろしいのであります。が、国民所得の分布状況は資料をお手許に出してあります。が、あれで税率を下げたならばちよつと違ひの一刻み、例えば五十万円超十万円まで二五としたのと、十二万円まで二五としたのでは、大變な減収になります。そこがやはり累進税率の組み方のなか／＼困難なところでございます。これは歳入の全体と総合的に考えなければならぬ最も大きな税の問題だと思つておられます。

○川上嘉善 その最も大きな問題だけ

誠実な申告をして頂くためには、

申告を阻害した一つの原因であるという

らいになります、八〇の最高税率が

ると八〇以上になつて来て、今のよう

〇川上重君 その最も大きな問題だけ

に、この問題をもつと検討して貰いた
い。恐らくここでこの税率をこのま
臨時特例として通過したら、これで当
分このままで行くのじやないかとい
ことと私は心配するのです。この最初
の提案理由にも書いてあります通り、
政府はシャウプ勧告の原則はあくま
で尊重して税制改革を行い、その一環
として所得税の方の臨時特例を出すの
だといふのだから、ここで基礎控除、
扶養控除、税率がこの臨時特例のま
で通ると、この暫くはこのままで通
るのじやないか。押し通されるのじや
ないか、こういうことを僕は心配する
ので、ここで更にこの問題について
検討して貰いたい、こういうことを
希望するわけです。

〇國務大臣(池田勇人君) 先程来ずつ
と申上げました通り、来年度の予算で
余額ができましたら、できるだけ申上
げたような線に沿つて行きたいと思
います。ただ何と申しましたも財政の状
況が、それを許さんかも知れません
が、今はつきり見通しを言つたら、あ
なたがおつしやる通り来年度はこの通
りで行かなければならぬかも知れん
といふことを、遺憾ながら申上げなけ
ばならぬ状況であります、大蔵大臣
といひましては向この上とも努力い
たしまして、先程申上げましたよう
に、できるだけ先ず基礎控除、勤労控
除、それから税率、こういう方面で今
検討いたしておるであります。これ
はいろいろ問題もありませんが、シャ
ウプ博士のおつしやる通り、酒を今年
度減税をいたしましたのを元に戻そう
といふことになりまして相対増収に
なります。なりませんが私としてはシャ
ウプ博士の勧告に書いてありますよう

に、酒を元に戻して増税する気持はな
い。或る程度の補正をいたしますが、
全体としてシャウプ博士のような酒税
の増徴を考へておりません。酒を増徴
しても所得税に行くかといふことも問
題があるのであります、私は酒税そ
の他のことを考へまして、所得税の減
税、これ以上の減税もさることながら
酒の方の増税を、シャウプ案によつて
行くことは如何なるものかといふこと
を考へてゐるのであります。従いまし
て今のところは大体の線はシャウプ案
によりますが、酒の方はシャウプ案に
全面的に乘らない。そうして税の方は
できるだけ軽減したい。若しここに米
を二十万石酒にするといふことにな
りますと、百三十億円の増収になるわけ
であります。こういう問題はまだ未解
決であります。私が今努力してゐるこ
とだけは一つお汲取り願ひたいと思
います。

〇委員(櫻内廣郎君) 午後二時再開
することとして休憩をいたします。
午後三時三十分再開
〇委員(櫻内廣郎君) 只今から委員
会を再開いたします。休憩前に引続き
所得税法の臨時特例等に関する法律案
についての御質疑を願ひます。速記を
止めて。
午後二時三十九分速記中止
午後二時五十五分速記開始
〇委員(櫻内廣郎君) 速記を始め
て。
〇川上重君 ……こんな税率では余り
にも上の方に軽く、そして下の方に重
いという結果になりまして、どうしま

しても、やはり高所得者に至れり盡
せりの配當がなされておる、こう考へ
るのであります。現行法では三十万円
を超える額の外に、更に五十万円を超
える金額、七十万円を超える金額、百
万円を超える金額、二百万円を超える
金額、五百万円を超える金額と区分し
たのであります、やはりこの程度に
所得階級別は区分するのが妥当であ
る。そうして税率、即ち最低税率と、
それから最高税率、並びに各所得階級
に対するこれらの適用等については、
もつと検討すべき余地があるのじや
ないか、かように考へるのでありま
す。特に一般大衆、中小企業者とか、
或いは農民、勤労者等の低所得者に
は、もつと低い税率を適用すべきじや
ないか、かような見解を持つておりま
す。

先程午前中に青色申告並びにこれに
関連いたしまして、正確な記載につい
ての私の質問に対する大臣の答弁は決
して満足なものではなかつたのであり
ますが、どういふわけで納税者が正
直に帳簿をつけないのか。その理由は
極めて簡単だと思ひます。それは正直
に帳簿をつければ損をする。そこで記
帳の指導、奨励に幾ら経費をかけ、労
力をかけてやつても、そうした現状の
ままでは何にもならないと思ひのであ
ります。帳簿を付けることによつて、
決して損をしなかつた、つまり付ける
ことによつて得をしたといふことが分
れば、必ず納税者は正確な記載をする
ようになると思ひます。このためには
今回この税率の改正問題が、大きな問
題でありまして、これにはもつと思ひ
切つた措置が講ぜられなくちゃならな
い、かように考へます。この点につい

ての大臣の見解をもう一度お伺いいた
します。
〇國務大臣(池田勇人君) 午前中私の
考へておりますことは十分申上げたつ
もりであります。お考への方がいろいろ
ろに分れると思ひのであります。
先ず第一、最高税率五五といふこと
が高所得者に対して軽いのではない
かといふことが一点、これは先程も申
上げましたが、地方税を加えてどの程
度に最高税率を持つて行くかという問
題につきまして、私は七〇%程度でよ
いのじやないか、租税政策上そう考へ
ます。

次に刻み方の問題であります、最
高税率を五五に抑えて、刻み方を今
の五百万円超に行こうといふことにし
たならば、収入は非常な減になります。
従つてこれは財政上採るべきでない。
こう申上げておるのであります。然ら
ば最高税率五五に針付けをしない
で、或いは六五とか七十にしておい
て、又これを勘案して、刻み方をスミ
スにやつたらどうかといふことにな
りますと、これにいたしましたも相当
の減収になるのであります。従いまし
て現行税法と比べてどうなるかと申し
ますと、今の税率では二十五万円超が五
十五になつております。然るに今度三
十万円超を五十五にいたしましたの
と、別に扶養家族の控除が、従来は税
額千八百円の控除であつたのを、所得
一万二千円の控除にした関係上、三十
万円というのは扶養家族の一萬二千円
を控除したあとの金額であります。か
ら二十五万円超五十五、三十万円超五
十五、こういうので、扶養家族が三人あ
つたとしますれば、従来は二十五万円
超、五十五であり、今頃は三十三万六

千円超五十五、こうなることになるの
であります。大体只今のところ財政状
況その他から止むを得ない臨時的特例
と考へております。

〇川上重君 止むを得ないといふこと
が分れば誠に結構であります、従来
税制は非常に大衆課税であると非難攻
撃されて来たわけでありまして、そこ
で本改正案を見ますと、大衆課税的な性
格、つまり現在の日本の税法の持つて
いるその欠陥を改善する。ところが却
つて逆進課税的な作用が拡大されてい
るといふことをまあ指摘せざるを得な
いのであります。政府の税制改革の基
本方針であるシャウプ勧告の五目標
は、九原則の確保と、それから長期且
つ安定した税率、約合の取れた公平な
税制、地方財政の強化、税務行政の改
善、こういう工合になつております
が、この五目標は同時に実際の税制に
取入れなければ何らの意味がない、か
ように私は了解いたします。本改正案
によりまして、先程も申上げた通り
非常に税率が上の方に思ひが厚過
ぎる。そうして、下の方には非常に薄
い、つまり先程の大蔵大臣のお話にも
ありました通り、資本の蓄積には至れ
り盡せりでありまして、この五目標
の中の長期且つ安定した税制、約合
の取れた公平な税制、こういつた二目
標には触れるところがあるのじやない
か、私はかように考へます。この点に
ついて大蔵大臣の御見解をお願いしま
す。
〇國務大臣(池田勇人君) 私は議論に
なりますから申上げませんが、世界的
に有名なシャウプ博士の勧告案は相当
首肯すべき点があると思ひます。シャウ
プ博士は日本の財政経済状況を御覽にな

りまして、こういうのが最も合理的なものであると言つておられます。而してシャープ博士の合理的な、而もできるだけ減税しようという案に全部乗つたわけではございません。併しこれは大きい問題であるから、本格的な税制改正案は昭和二十五年から行つ、二十五年から税制改革を行う場合において、それまで待てないものがある。即ち勤労所得税については一月、二月、三月源泉徴収をしなければならぬ。それまで待てないものがありますので、合理的な問題と言われておりますシャープ博士の案通りにしたのであります。それで財源がありますので、取引高税、そして消費増税をなくしたことは、これは大衆課税と言われ、又経済的に言つてもよくない税はシャープ博士の意見以上に早く減税いたしてゐるのであります。従いましてお話の通りに下に厚く上に軽くとか、何とかいうようないさな議論があると思ひます。これは今朝も申し上げましたように、イギリスの九七%以上の最高税率を置くがいいか悪いかわからない問題は、議論の焦点であるわけであり、この点につきましては、今まで申上げた通りであるのでありまして、私は今臨時的特例といたしましては、この程度でいいのではないかと思つております。

○本村義八郎君 只今の問題に関連して御質問したいのですが、それは結局低額所得者に税率が重く、それから高額所得者に税率が軽くなるというような、所得分布に対する見方の相違によると思うのですが、シャープ博士の勧告の中を見ますと、日本の所得分布は、

低額所得者が多いから、そちらの方の税率を余りまけると財政収入に差支える、高額所得者の方は所得分布の割合が少いから、相当軽減しても財政収入の上には余り差支ない、そこで財政収入とそれから税負担の軽減について非常に傾倒されたような箇所があるわけなんです、ところでシャープ博士の日本の百万以上の所得についての推定が約九百億、こういうふうな推定されておる。ところが日本経済新聞に出ておつたのですが、シャープ博士に随行して、いろいろ調査に當つた都留重人氏の推定によれば、大体九百億の倍の千八百億ぐらゐるのではないかと推定されてあります。そしてこの点について日本経済新聞にこれが載つておりますが、シャープ博士と都留重人氏の会談において、シャープ博士の百万円以上の所得九百億と見積ることが少な過ぎるじやないか、そういう質問に対して、シャープ博士は、或いはそういう点があるかも知れない。あるならば今後調査によつてそれは又別に考えなければならぬ、そういうことであつたのであります。常識として考えまして、これまで非常にインフレがひどくなつて来ておりまして、大体百万円以上の所得者があのシャープ勧告に示されてゐる通りに、あの様に比率が少いということ、私はどうも首肯し難いじやないか。首肯し難いと思つておるが、あれは大蔵省の資料に基いてある、あの推定がなされたと思つておるが、この点余りに低額所得の方の所得分布を大きく見過ぎてゐるじやないか。百万円以上の所得というものは相当のやはり割合を占めておるのではないか。この点が今後の税制改革につ

ては非常に重大な分れ目になると思つておられます。大蔵大臣のお考えでは、先程富士山のようになつてゐると言いますけれども、その富士山の傾斜の書き方、見方、これが相当重大な問題だと思つておられます。私は余りに大蔵省の推定は百万円以上の高所得者の所得金額を小さく見過ぎておるのではないか、こういうふうに思つておるが、大蔵大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 見方の問題でございますが、今お話のように、百万円以上の高所得者が都留君の言われたとお話でありまして、千八百億、或いは二千億あるといたしましたらば、租税収入は何ほどになりましたらうか。これからお考え願つてもよろしくございします。百万円超過の分が二千億と申しますと、七〇%の税率で、これだけで千四百億あるじやございせんか、そして勤労階級に百万円以上の人が何人あるかと申しますと、私の見込ではそう沢山はございせん。最高の勤労階級の人々が二百四十万円といつたところであると存じております。それから御審議願ひましたボリス・ボードの委員の方々が二百四十万円、これは相当大きい。殆んど百万円以上の人はない。二千億としたらばもう五百万円の人だけで予算の大部分がとれる状況になるのであります。併し中には百万円以上の人で脱税されておる方がおられるかも知れませんが、はつきり分りません。……、百万円以上の人が千八百億円も二千億円もというふうには私は思つておりません。今までの経過から申しまして、この点はいさな結果が起ると思ひましたから、所得階級の資料を業種別に御覧に入れたわけでありまして、その資料によつてお考え願ひたいと思ひます。若し御覧になつていないならば、それを差上げたいと思ひます。

○本村義八郎君 そこは非常に重大な問題になるのですが、實際所得を捕捉して、百万円以上の人口によつて日本の財政が賄われるならば、これ程いいことではないのであります。実はシャープ勧告案を見まして、あの勧告案の全体を貫いて言つておることは、如何に脱税が多いかというのを指摘してゐるんですね、合法、非合法の……、殊に所得についてはむしろ政府が合法的にその半分を控除するなんというものは、合法的に脱税をさしているようなふうになされておるところがあります。それで、シャープ勧告の一番の中心は、どういふ頁を開いても脱税に關すること、非常に出て来ておるんです。これは今の吉田内閣の時じやないと思つておる。これまでの政府に対する一大忠告であらうと思つておる。従つてそういう大きな脱税が行われておる、それを見逃して、百万円以上の所得を調査する場合、それが少いということは私は言えないと思つておる。この脱税を、本當に捕捉してないんです。そこがこれまでの税制なり、財政上の一番の重大問題なんです。如何にしてこれまでの所得、こういうものを捕捉するか、これまで捕捉して来なかつたから勤労階級の方、或いは中小業者、農民に大きな税負担がかつて来る、常識から考へて、これまでのいわゆる国民所得を見まして、非常にそちらの方に偏在しておるということは明らか

なんです。昭和二十三年度以後多少變つて来ましたが、これが国民所得全体の六割近くを占めておるなんということは、非常に国民所得が偏在しておる、そういう箇所が非常に多かつたということをお話するのであつて、私は百万円以上の所得は相当あるんではないか、今後は又情勢の変化によつて違つて来るかも知れませんが、少くともシャープさんのあの勧告の基礎の中の、昭和二十三年度においては、私は大蔵大臣が言われるように、そんなに少いものじやないと思つておる。これを言ひ換へれば、大蔵大臣が言われたような形で財政が賄える筈なんです。それをやらなかつた、これは政治の問題です。私は大蔵大臣の言う通り百万円以上のそういう所得が相当あるんではないか、そういう人達によつて相當の、財政の七八割は賄えるものと、そういうふう

に我々は考へて来たんですが、その点は非常に大蔵大臣と考へが違ふと思ひます。今後の税制或いは財政政策上、この点非常に重要な問題である、大衆に非常に重税負担が来て、そして税負担が不均衡になる、こういうふうな考へるんですが……

○國務大臣(池田勇人君) 百万円以上の所得が何ほあるかということが議論の対象であります。私は勿論脱税者がいないとは申し上げません。併しお話のように二千億とか千七百億とか考へてゐない。若しそれがそれだけの所得があつて、脱税した場合におきまして、脱税額は幾らになりますか、今までの分で申しますと七十五くらゐの平均で参りますという、二千億といつたしまして千五百億の脱税になるわけなんです。その千五百億の脱税金額

その千五百位日の服務金算

す。今お話のように相当売買されるものにつきまして、特別の方法で免税するかどうかという問題でございますが、現在業者が買受人の場合は、これは課税いたさないでございまして、素人間の転讓売買、これを免税するというものにつきまして、なか／＼技術的にむづかしい問題がありまして、私共いい解決案を持つておりません。その間におきまして、例えば値上りした場合は、今度は値上り差額だけに課税するか、現在機械的に課税する場合におきまして、なか／＼調査が困難を極めておるのでございますが、況んや一定期間内に売買されたという立証をして、そういうものに対して適当な免税をするといったような方法を、どういう方法でどうしてやるか、なか／＼技術的にはむづかしいところが多いのでございます。まあ大体一割ぐらいの課税でございすれば、或る程度そういう場合を含めまして、まあ大体において負担し切れるのじやないかということとを考へまして、今回はさような趣旨で税率を引下げた次第でございます。

○西川五郎君 先般米穀物消費税の問題について、意見を申し上げましたが、メリヤスの方でございまして、これがやはり同じような関係になつて来ると思ひます。而も普通の織物以上にメリヤスは十二月、一月が一番需要が多い。そして業者も今相当なストックを持つておられますが、これが物品税がかかるという関係で、大変業者が今日苦境に陥つておるというところを方々からお話を承るのでございまして、この問題について、なぜ一月一日からになされたかということのお考えを、一応伺いたいと思ひます。

○政府委員(平田一郎君) 先般織物消費税の問題については、同じことをお答えしたと思ひますが、今回の改正は物価の改訂と非常に関連を持たせまして、間接税につきましては大体来年の予算の見通しが付きましたので、来年からできるものはなるべく早くやると。その代り引下げるにいたしまして、大体運賃、それから米価の引上げ、これと成るべく時期を同じくしてやる方がよいのではないかと考へて、方々から意見を承りまして、一月一日以後からこれを実行するということに相成つたのでございます。そういうことでございまして、織物等につきましては経過的に若干問題があることであらうということも、承知いたしていただいておりますが、税制諸般の方針に従ひまして、全部一月一日から実行するということになつたのでございます。

○西川五郎君 この問題について、実際主税局として業者の実態を把握せられ、御検討になつたことがございしますか。

○政府委員(平田一郎君) 若しも停止するという法案など提案いたしましたら、現実停止の時期が遅れますと、その間やはり殊に生産者の方面にはいろいろ問題があるだろうということも、私共も予想していただいております。その半面卸小売業者の方は、場合によりましては却つてその方が手持商品を適当に捌くという意味におきまして、調節し易い点もあるのじやないかと、従いまして生産者の方におきましては、なかなか苦しい方もあると思ひますが、金融統制の方法、或いは最近まで極力小売業者も新規の仕入を手控へて来ておるわけでございます。まあ併し

売れるだけは、最少限短期間のものだけは仕入れておるような事情もございします。従ひましてそういうことによりまして、何とか切抜けて頂くことができれば、何となく切抜けて頂くことができるのではないかと、切抜けて頂くようをお願いしたい。かように考へておるわけでございます。

○西川五郎君 實際このメリヤスだけは、十二月に売つてしまわなくては、来年の冬まで持たなくちゃいけないというやうな関係になりますから、今申されました金融方面で何かいい方法があれば、一応大蔵省の方で御検討をお願いいたします。

○天田正君 大分細かい問題に入つて来ましたが、そういたしますと、今西川委員のおつしやつたのと同様のことが、穀物の中にも出て来るのであります。これは穀物の規定の中にはいろいろありますけれども、その中花菱などは周りにちよつと一本筋があつたといふことで、花菱といふことで課税されて来る、こういう不合理があるのです。實際これは一番余計用いられますのは農村でありまして、実は東北地方に参りますと未だ豊を全然持つておらないといふ農家が可なり多く見受けられるのであります。こういうところで客用に何を使うかといふばこの花菱を使つておる。普通の疊を使わずしてこういう花菱を敷いて用を足す。この場合にたつた一本でも何か色が附いておれば課税される。一方何も着いておらなければ課税されない。こういうところはどうしても不合理なところがあるもので、何か命令によつて今度は廃止される御意向を持つておられますか。

○政府委員(平田一郎君) 花菱の中には御指摘の通り本来の花菱と見るべきものであるか、或いは單純に、比較的にむしろ草類と見るべきものであるか、確かに境界点において判断の困難なものであるやうであります。従ひましてそういうものにつきましては従来とも課税しておらない、花菱と扱つていないものが多分大部前だと思ひますが、最近若干いふものができておりまして、むしろ花菱じやないかといふ見方を取つておるやうなものも出て参つておるわけでありまして、そういうものにつきましては極力解釈の適正を期しまして今御指摘のやうに僅かの模倣を許しているといつたやうな程度のものは、むしろ花菱じやないかという適正解釈をいたすやうな方法が、多々あるのじやないかということを目下検討いたしております。定義いたすといふことにつきまして、なかなかむづかしい、條文ではなかなかできないので解釈の運用によりまして、適正化を図つて行こうと考へております。

○天田正君 今指摘したのは一例でありまして、これは要するに主として、そうした不平等ができるのは命令の段階になつてからなのであります。本来條文とすればこれは穀物類という一括した言葉で評議されている。そこでその穀物を如何に規定するかといふことになれば命令になりまして、今指摘したやうな点も二十二年九月の改正までは莫重も入つておつたのです。このときはむしろ両方とも課税されるという意味の平等なものでありますけれども、この際或る程度ならば花菱から除く、こういうことにされても殆んど税収入には影響はないのじやないかと考へますが、尤もこうした例は他にも幾つも出て参るといふことになり

ますと、多少影響が大きくなりまして、併しこれらのものの税を軽減するという一貫した今の段階からいたしますればすべて除いて行く、こういうことにはしてもいいのではないかと考へておりますが……

○政府委員(平田一郎君) 物品税の細目になりますと、なか／＼議論が多いのでございまして、今度の改正によりましてよりノリウムはまだ課税といふことにいたしております。これは若干用途は違ひますからこの方はいいのじやないかと思ひます。花菱を除きまして少しどうであらうか。従ひまして今申しましたやうに本来の意味で花菱と親近すべきじやないやうなもの、實際に少し手を加へまして花菱みたいなものができておる。そういうものを花菱とむしろ見ないという方向で解釈した方が、正しい解決を得られるのじやないかといふやうなことで、先般申し上げましたやうに目下検討いたしておりますやうな次第でございします。

○天田正君 これは先刻も言いましたやうに、不平等はどうしても命令段階にあるのであります。この物品税が具体的に軽減されるということに、殆んど異論はないと思ひます。ただこの際課税でもやりまして、大蔵当局と我々との懇談によつて、これは、あれは、という工合に取捨選択する機会があれば非常に都合だと思ひますので、この際懇談を一時されたらどうか、さうしてお取計らい願ひたいと思ひます。

○委員(櫻内廣郎君) 天田君の御発言の通りに一時懇談会に移して、大蔵当局と懇談をするということに御異議ございませんか。

お考えを、一応伺いたいと思います。

来ておるわけでございます。まあ併し

には御指摘の通り本来の花道と見るべ

にも幾つも出て参るといふことになり

ございませうか

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員(横内辰郎君) 御異議ないものと認めて、さように決定をいたしま

午後三時三十分懇談会に移る

午後四時八分懇談会を終る

○委員(横内辰郎君) それでは懇談会を閉じまして委員会を再開いたしま

次に織物消費税法等を廃止する法律案について御審議をお願いいたします

○小川友三君 織物消費税の問題ですが、これはシャウブ勧告によりまして、

当然十二月一日から廃止しなければならぬ運命にあつたのでありまして、

これは政府の怠慢と申しますが、忙しくて手が廻らなかつたと思ひますが、

一月の一日からこれを廃止しようといふ、こうした法案を提出しておるので

ございます。それでこの織物消費税は当然十二月一日からこれを廃止すべき

ものであります。政府におかれましては今後一億か五千万か、はした金をと

るために業者は非常に困つておるといふことでございまして、この際英断

を以てこの織物消費税というものを廃止して貰いたい。ついでに毛メリヤス

類等の物品税を廃止して貰いたい。か

通りでございます。政府としましては、運賃、米価の引上げ、間接税の引下げ、所得税の軽減、すべてを挙げまして一月一日から実施した方が安当だ、こういう案を作成しまして提案いたしたような次第でございますので、これによつて御審議をして頂きたいと思ひます。向シャウブ案によりまして成るべく早く一刻に下げまして、廃止は来年度からということになつておりますので、従ひまして一刻に引下げの方若干繰下りまして廃止の方では繰上つておるといふわけでありまして、向メリヤスにつきましてはシャウブ案は特別に大きな関心を持つていないのでございまして、物品税を余り減らすなど言つておりますが、これは私共織物消費税を廃止する以上、これはメリヤスについて廃止した方が妥当であるといふ考え方で、かような提案をいたした次第であります。

○小川友三君 分るやうに申上げます。十二月は一〇%というのは、四〇%業者は拂ふ義務を押しつけられておりますから、一月を四分の一に割るわけです。そうすると一〇%ですから十二月の七日から廃止するのが正しいのじやないか。一〇%にしようという案が政府にあつたのだから、一週間で一〇%の税金が上つてしまふのだから、バランスが合う、そういう計算であります。そういふふうな方針に立てて貰いたいと思ひますけれども、一つ所見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(平田一郎君) シャウブ案ではさつき申しましたように、来年の四月から廃止することになります。成るべく早く一刻にしたらどうかという意見であります。私今のような機械的な計算、これは一つの計算でありまして、そういう方法でやつた方がよいという御意見には同意いたしかねる次第でございます。政府といたしましては原案で御審議頂きたいと思ひます。

○小川友三君 そこで伺ひします。が、例えば伊勢崎市とか、織物の産地の市へ行きますと、今度税務署を新設しまして、織物消費税をとるために、それを重点的に置いて新税務署を作つたのであります。新税務署は織物消費税を廃止しますと、当然解散して元の組織に戻つて行くといふのが、国民経費の面から一番正しいと思ひます。

○政府委員(平田一郎君) 税務署の廃止は、單に織物の仕事だけではございせん。今の実際の仕事の分量から参りますと、織物の産地の場合におきましても、所得税の仕事がむしろ大部分

でございます。なかんずく申告所得税の方に大部分の手を掛けておりまして、従ひましてこれらの見地から税務署が必要なくなるといふ場合には廃めてもいいと思ひますが、織物のような場合にはさういふふうな考へておりません。やはりこれは存置した方がよいと思ひます。

○小川友三君 伊勢崎市の織物地帯は四億五千万程度拂つております。それが一銭も入らないことになりました。と、九牛の一毛もなく、向その上に水害地でありまして、そういうわけでありましてこれは当然廃止しなければ経費が無駄に立つたといふから、自然と無理をして更正決定という暴政を振つて、市民を苦しめるというやうなことになるのであります。伊勢崎の市民の半分、一千七百五十軒は織物業者であつて、あとはこれに属する工員さんとか、その他は八百屋が何軒という程度のものであります。こういう点につきまして伊勢崎税務署の廃止は当然と思ひます。よく調査を給ひまして、徴税機関として費用を賄えないという議論がありますので、切に御調査をお願いいたします。

○政府委員(平田一郎君) 織物の主産地といふことはお話の通りだと思ひますが、織物業者は織物税の外に所得税、法人税その他いろいろな税金を納めるわけでありまして、従ひまして税務署を存置するかどうかといふことは、廃止後の場合の税務署の仕事は、どういふことになるかといふことをよく考へなければならぬことでもありますから、よく調査しろといふことでございしますから調査しますが、ちよつと常識で判断いたしますと、所得税その

他のことをよく考えると、廃止する程の必要はないと思ひますが、よく考へて置きます。

○小川友三君 そうなりますと、今の含みの中では物品税は廃止したけれども、今度は所得税という面で織物業者をいじめるという含みがあるやうにも思ひますけれども、そういうことをこの際さつぱらんのところを一つ御説明願ひます。

○政府委員(平田一郎君) さうなことは絶対ございません。

○委員(横内辰郎君) お諮りいたします。税の問題につきましては次回に延ばしまして……

○委員(横内辰郎君) 銀行局長がおいでになつておりますから、これから復金の問題について御審議願ひたいと存じます。復興金融庫法の一部を改正する法律案、復興金融庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案の御審議をお願いいたします。御質疑がありましたらこの際お願いいたします。

○小川友三君 お伺ひいたしますが、本年度に入りまして復金の融資の回収率は、相当急ピッチで回収されておりますので、回収されつつあるということとは洩れ承わつておりますが、二十四年度のいわゆる回収不能の分で、現在までにお分りになつた分はどのくらいになりましようか。

○政府委員(愛知一君) 回収の問題につきましては、二十四年度といふこととでお答え申しませんと聊かむずかしいのでございしますが、全体的に申しまして復金の融資全額は回収すべきものであるといふことで、現在計画を立て

でおるわけでございます。二十四年度中に回収したいと考えておりましたものは当初七十五億円、元本で申しますと当初元本七十五億円の予定であつたわけでありまして、その他に例えば公団に対する融資というふうなものを、一方預金部で実質上肩替りするといふようなことで、更にそのことが相当低減の見込でございまして、二十四年度中に回収すべきものは殆んど完全に回収し且つ予想よりも上廻つた結果になるだらうと思つて、こゝういふことが言えるだらうと思つて、

○小川友三君、そこで今までに回収不能の分が、百九十二億ぐらいあると思つて、百九十二億のうち、何十億にもなるというところであります。回収不能の分に對しましては物件を物納させる、どうしでもそれが不可能な場合には、それを政府は処分するという方法で、この出資額に對する赤字はないと思つて、すけれども、銀行局長さんの御調査の範囲内においては、どうでありましようか。

○政府委員(愛知第一君)、その問題に對しましては、お答えいたします。つきまして、ちよつと若干前提をお話したいと思つております。復金は去る十月七日以降新規融資を停止すること、銀行審議會で決定いたしました。その際の融資の残高、その当時におきまする融資の残高は九月三十日現在で

申上げますと、千百億、端数は若干つきませんが、大体千百億であつたわけでありまして、改めて新規融資の措置を決定いたしますと同時に、現在の融資の残高に對して四つの分類を作りまして、今後その四つの分類について具體的な回収の計画を確立することに、改めて政府としても復金当局に要請いたしたのであります。その四つの分類に基く具體的な回収計画の細部は、まだ復金当局でもできておりません。併し四つの分類と申しますのは、條件通り完全に回収が心理なく行くもの、これが第一であります。それから第二類、第三類というふうなものは、若干期限を延長すれば取れるとか、或いは相当期限を延長するといふようなことで回収が見込まれるもの、それから回収が殆んど困難と認められるもの、大体大ざつぱりに申しますと、四つの分類にいたしまして、復金として具體的な計画を今取りつゝあるわけでございまして、先程申しましたように、私共としてはこの千百億の全体の融資は当然返るべきものであるといふことで、この計画を推進して参りたいのでありますけれども、同時にすでに前国会で御承認を得ましたように、復金の設立の当初におきましては、いわゆる赤字融資が相当あるわけでありまして、これは當然償還政策とか補給政策とかいふものと関連して、赤字であることを承認して融資したものであるわけであり、その相当部分は百五十億程度と思つて、それが、これは交付公債を発行してすでに処理済みであります。先程言われました百九十二億という数字は、恐らく当初一応計算して見ての赤字融資の額かと思つております。その中の百五十

億余りはすでに処理済みでございまして、その残つた部分が、恐らく今回の具體的な計画でも、回収は相当困難あるいは不能と認めるべきものの中心をなすものだらうと思つて、それをどうするかといふことであります。これは先程お話しにもありましたような方法もございまして、その他二口に申しまして、必ずしも金で、いふ／＼とすれば金で返らなくても外の方法がありはしないかといふことも併せて考へて見たいと思つておりますが、まだそこまで具體的な計画はできていないわけでありまして、今のところできておりますものは、二十五年度中にどのくらい回収できるであらうか、そうしてその見込を二十五年度の歳入予算に全部取入れるといふことを先ず第一の仕事としてやつております。

○小川友三君、分りました。

○委員(豊田内閣府君)、外に……

○木内四郎君、復金の回収の計画は、当初予算と今度大分變つておりますか、予算関係その他で……

○政府委員(愛知第一君)、二十四年度の計画を申上げますと、先程申しましたように、元本七十五億円の回収それから利息収入が九十五億、利息収入の内、経費に充当するものが九億一千万円、差引八十五億九千万円を剰余金として納付することになつてゐるわけでありまして、それから七十五億円の回収でございまして、それは当初の見込だつたのであります。その外に先程申しましたような公団に對する融資を實際に肩替りするといふようなものを新たに加へますから、二十四年度の元本回収からの納付金は、總額で実績としては百一十一億九千五百万円に達する見込でございまして、当初の二十四年度の予算で見込みました額よりも相当額増加いたしてゐるわけであり

ます。

○木内四郎君、別に無理をしてぎゅうぎゅう回収する、当初の計画より一層嚴重に回収するといふようなことはないでしようか。

○政府委員(愛知第一君)、それは当初の計画より若干無理に、きつ／＼なつておりますが、先程申しましたように、主なる原因は農林関係の五公団、例の食糧、食料品、肥料、飼料、油糧といふような公団に對しまして預金部が四十一億の融資をいたしました。実はこの代り金は復金として新たに新規融資か、或いは保証融資の財源にしようと思つて、実は計画したのでありますけれども、その後財政状況の変化によつて、全部これを元本の回収として國庫に納付せられることになつた。それが數字的に言へば増加の殆んど大部分であります。併し貸付としては、当初の貸付よりは若干厳しく回収しなければならぬといふ気がしております。

○米倉龍也君、直接この案に關係はありませんが、併し貸付としては、当初の貸付よりは若干厳しく回収しなければならぬといふ気がしております。

○米倉龍也君、直接この案に關係はありませんが、併し貸付としては、当初の貸付よりは若干厳しく回収しなければならぬといふ気がしております。

○米倉龍也君、直接この案に關係はありませんが、併し貸付としては、当初の貸付よりは若干厳しく回収しなければならぬといふ気がしております。

○米倉龍也君、直接この案に關係はありませんが、併し貸付としては、当初の貸付よりは若干厳しく回収しなければならぬといふ気がしております。

○政府委員(愛知第一君)、それは当初の計画より若干無理に、きつ／＼なつておりますが、先程申しましたように、主なる原因は農林関係の五公団、例の食糧、食料品、肥料、飼料、油糧といふような公団に對しまして預金部が四十一億の融資をいたしました。実はこの代り金は復金として新たに新規融資か、或いは保証融資の財源にしようと思つて、実は計画したのでありますけれども、その後財政状況の変化によつて、全部これを元本の回収として國庫に納付せられることになつた。それが數字的に言へば増加の殆んど大部分であります。併し貸付としては、当初の貸付よりは若干厳しく回収しなければならぬといふ気がしております。

○米倉龍也君、直接この案に關係はありませんが、併し貸付としては、当初の貸付よりは若干厳しく回収しなければならぬといふ気がしております。

○米倉龍也君、直接この案に關係はありませんが、併し貸付としては、当初の貸付よりは若干厳しく回収しなければならぬといふ気がしております。

○米倉龍也君、直接この案に關係はありませんが、併し貸付としては、当初の貸付よりは若干厳しく回収しなければならぬといふ気がしております。

○米倉龍也君、直接この案に關係はありませんが、併し貸付としては、当初の貸付よりは若干厳しく回収しなければならぬといふ気がしております。

林中央金庫が受持つてゐると思つてゐるが、農林中央金庫は一面組合金融なものでありまして、或いは農業金融、或いは農林水産金融としての本當の性格を専門にやり得られない面もあるかと思つております。従来何かその農林水産方面への長期金融機關を特設するといふような意見もあつたのであります。そういうことは今のところ立派な見込になつておりますけれども、大蔵省としては、この金融機關の方面からそういうものを作らなければいけないとか、どうとかといふようなことについての考へを未だ持つてゐないといふやうな考へを、そういう將來についてのお考へを一応お聴したいと思つて、

○政府委員(愛知第一君)、その点は御指摘の通りでございまして、これは農林水産に限りませんのであります。御承知のように二十三年度中に復金が設備資金に充当したと推定されますものが六百八十三億あるわけでありまして、それが二十四年度では殆んど零になつてゐるやうなわけでありまして、殊に十月の七日以來新規融資は全面的に止めることになりましたので、これに代るものとして農林水産に限つて一般的設備資金の問題が非常に大きな問題になつておりますことは御承知の通りでございまして、その問題につきましては、例え一般的に申しますと、市中銀行その他既存の金融機關をできるだけ動員しようといふことで、數字で申上げますならば、金融機關の融資が二十三年度で年間設備資金として出ましたものと推定されますものが百五十七億で

○政府委員(愛知第一君)、その点は御指摘の通りでございまして、これは農林水産に限りませんのであります。御承知のように二十三年度中に復金が設備資金に充当したと推定されますものが六百八十三億あるわけでありまして、それが二十四年度では殆んど零になつてゐるやうなわけでありまして、殊に十月の七日以來新規融資は全面的に止めることになりましたので、これに代るものとして農林水産に限つて一般的設備資金の問題が非常に大きな問題になつておりますことは御承知の通りでございまして、その問題につきましては、例え一般的に申しますと、市中銀行その他既存の金融機關をできるだけ動員しようといふことで、數字で申上げますならば、金融機關の融資が二十三年度で年間設備資金として出ましたものと推定されますものが百五十七億で

まする積資の残高は九月三十日現在で

と思ふのであります。その中の百五十

としては百十一億九千五百万円に達す

が、そういうことの金融は現在では農

と推定されますものが百五十七億で

ございますが、それに対して本年
度は、上半期だけで百五億、恐らく年
度間を通すれば相当の額に達するかと
思つてゐるものであります。一面そうい
うような日銀の融資政策、或いは興業
銀行の活動というものを大いに期待し
てやつてゐるものであります。只今お
尋ねの農林金融につきましては、最も
手取り早い問題として、農林中金の
増資と債券の発行とを改めて取上げて
おるわけでありまして、この計画は、こ
の臨時国会に法律案を提案したいとい
ふと思ひます。準備をいたしておつた
のであります。いろいろの關係から
特に今一度農林中金の現在の事業状況
を得心の行くまで一つ検討して見た
い。併しながらそれは長い時間を使う
わけには参りませんので、ここ二週
間くらいの中に農林中金というもの
は、その案が極めて健全であつて、
且つ長期の金融を掌るだけの十分の資
格があるということ、結論として持
ちたい。それと同時に通常国会に所要
の法律案を提出したいと考えておしま
す。同時に現在御承知のように、約二
十億足らずの債券発行の余力もござい
ますので、これを何とか消化すること
に改めて力を入れて行きたいと思つて
おります。要するに手取り早くこの
問題を埋めるには、私共大蔵省の方と
しては農林中金の拡大強化が最も妥當
であるだらうと思つております。それ
から今一つ不動産銀行という構想を持
つておりますのであります。これ
も又不動産銀行の一般基準法となるべ
きものを通常国会に提案の見込でござ
いまして、場合によればこの意味で昔
の農工銀行のものを、これは相当時
間がかかると思ひますが、制度として

は作り得るような途を至急に開きたい
ものだと思つております。
○兼倉重也君 農林中央金庫の債券発
行限度の拡張は大変今の場合手取り早
く、只今申しましたような金融の疎通
の手段としては当然考えられることで
ありまして、これは是非そうい
うふうに御努力をお願いしたいが、そこ
で先日本会議で大蔵大臣は、そういう発
行限度の拡張によつて、債券を発行す
る場合に一般金融機関、市中銀行方面
の資金が非常に今日余つておつて貸先
がないから、そういう方面への融資
が当然考えられる。こういうまあお話
があつたのですが、そうなれば結構で
ありますけれども、元々農林債券とし
ての條件から申しますれば、市中銀行
がその債券に投資するというような有
利な條件では、当然農林金融としての
條件に合致しないわけでありまして。そ
ういふようなことで、大蔵大臣はそう
おつしやつても、到底農林債券の公募
というところは、一般事情からは我々
を期待できない。そうすればどうし
ても政府資金とか国家資金が考えられ
る。その際に見返資金のことも当然考
えられるでしょうし、預金部資金のこ
とも考えられるのです。我々も希望す
るが、政府としても農林中央金庫の債
券発行限度を拡張するというところに積
極的であるならば、それを現実に活用
するようなこの金融的な措置を、先ず
以て政府としては私共は用意しなければ
ならぬ。そういう点の一つお考えを一
応お聞きいたします。

○政府委員(兼倉重一君) これは先般
も申上げましたように、私共の金融と
しては、預金部資金を、先ず以てこう
いう債券に動員をいたしたいといふこ

とを、もう第一の念頭にいたしてお
ります。それから大蔵大臣が説明いたし
ましたのは、恐らく市中銀行として
は、御承知のように債券償還が相当行
われまして、手持の国債等が相当年来
度にかけて減りますが、その場合国債
の條件などは、御承知のように現在余
りよくないのであります。銀行とし
て準備して過裕である限りにおいて
は、多少條件が悪くとも農林債券の消
化というふうなことに、或る程度の見
込があるというふうな趣旨で申上げた
のではなからうかと考えております。
その方法も勿論探すべきだと思つてお
ります。それから実は見返資金の關係
は私の直接所管でもございせんし、
的確に申上げる段階にないと思つた
のであります。近く直接農林中金の機構
を通しまして何らか具体的な期報が期
待できるのではないかとこのように考
えております。

○天田正君 先ず委員長にお願いし
て置きますが、私昨日からこの委員会
に参りましたので、すでに審議がお済
みになつておる点に触れましたら御注
意願ひたいと思ひます。早速ですが、
今銀行局長の答弁を聞いておりますと
農林中金の増資をすでに考えている
といふことで、実は非常に安心したわけ
なんです。元來復金の功罪が非常に問
題にされておりましたけれども、これ
は悪用した人達があるといひました
も、又短期間に日本の肥料生産が上昇
したといふようなプラス面も相當あ
るのであります。こういう制度とい
うものはやはり存置することが然るべ
きであり、ただ実情は中小企業であ
りまして、また大企業でありまして、平
等に振えといふ仕組のところに問題が

あるのであつて、これは平等に振え
という注文自体が無理なんです。我々が
企業を見た場合と、小企業を見た場合
とは、やはり大企業に先ず目を奪わ
れるのであります。そういう点から
むしろこういう国家機構でやるにいた
しても、金融機構はその産業構造に
応じて、産業形態に応じて再分割をし
て、当然扱い方が平等に振えるよう
な仕組にしなければならぬ、私はこ
う考えています。同時に農林漁業とい
うなものに対しては、これ又別途に考
えなければならぬ。農林漁業の方へは
一向融資が行かない、こういう結果に
なつて来るとは思ふんです。そこで
この点は過日も私本会議で質問申上
げて置きました。明確な御答弁がござ
いせん。私がここでお願いして置きた
いのは、そういう意味の再分割、金融機
関の再分割、つまりその増資の目的、
或いはその産業の大小、そういうもの
に応じて分割し、或いは又農林のよう
なものには別途な金融機構を設けると
ころの用意があるかどうかといふ点
と、御承知の通り昨年動業銀行を改組
いたしました。一般銀行にいたしました
ために、不動産金融の途は一切絶たれ
ておる。これを興業によつて肩替り
をやらせるおつもりなのか、或いは全
然別途な金融機構を作つて、これらの不
動産金融をやらせるおつもりなのか、こ
の点何一つ置きたいと思ひます。

○政府委員(兼倉重一君) この大企業
と小企業との關係につきましては、特に
中小の農林關係の金融機構を作るとい
うところまでは、現在考えておりませ
ん。これは例へば農林中金にいたしま
してもその運営上相當の考慮を拂うこ
とは十分考えなければならぬと思ひま

すが、特に中小の農林のためにだけ金
融機構を作るといたしまして、何ら
かの財政上の裏付なくしてはこれは現
実に非常にむづかしいと思ふのであり
まして、今まだそこまで進んだ考え
方は遺憾ながら持つておらないわけ
でございます。それから勸業銀行が商
行になりましてからの不動産金融を、
興業銀行に代りさせるかどうかとい
うことでございますが、これは興業銀行
は、実は本来の興業資金、設備資金が
どうしても重点になります。それ
から現状がやはり興業銀行は十億円の
資本金で二十倍の債券発行してでき
ない。殆んど現在の計画を細々続け
て参りまして、恐らく本年度一杯でその
資金は潤滑してしまふというふうな興
業銀行の状態でございまして、建前
から申しましては、興業銀行から申しま
しても、興業に勸業の役割を代りさせるこ
とはできないと思ふのであります。そこ
で私共といたしましては先般もちよつ
と申しましたように、本當の意味の不
動産担保の金融機構、而もこれは大規
模の興業資金というふうなものを必ず
しも考えない、その中には都会の居住
者の中小業者の不動産金融もございま
すし、同時に農村工業その他の關係に
おける不動産金融といふことも勿論重
点を置いて考えなければならぬ。そ
ういふ方向に至急に具体的案
を作つて行きたいと思つております。
その際に例へば住宅金融というふうな
ものと、いわゆる農村の不動産金融と
いうものを一様の機構でやり得るよう
にした方がいいか、或いはこれを別個
の機構にした方がいいかといふこと
につきましては、いろいろの観点から研
究いたしておりますが、まだそのい

一五

れがいかというところについては結論を得ていないような状態でございませう。

○天田勝正君 この際希望しておきますが、これは目的別に、又業態の対象別に幾つかの復金のごときものを作る、こういう私は意見を持つてゐるの、そういう向きにも一つ御研究を是非願ひたいと存じます。今住宅とそれから農村の土地等を対象とする不動産金融、こういうことの御研究をなすつておるようでありますが、やはり都会と一緒になりますと、必ず農村が不利な立場に追込まれて来る現状からいたしまして、こういうものを別個になさるる様に希望いたしておきます。

それから御存じの通り日本の農業は何と申しましたも世界の水準からは遙かに遠いのであります。ところがすでに講和会議近しいという声を聞きますように、日本の農業は世界の農業と真正面から対面して行かなければならぬ、こういう段階を考へますと、これを急遽に国際的水準にまで引上げるには、現在の情勢からして自己資金を以てこれを行うというには到底困難であります。そこでどうしてもこれを国際水準にまで引上げるには国家資本の龐大な導入、こういうことがどうしても必要になつて来るだろうと思つてあります。さもないければ必ず日本の農業は崩壊する、而も工業立国という立場からすれば、或いは一部分にはそういうことが起きても止むを得ないという見解の人もあるようでありまして、けれども、日本の人口構成は約四割五分を農村人が占めてゐる、こういうことから考へればやはり農村が崩壊することとは日本経済が崩壊して行く、こういう

結論にもなるかと思ひます。そういう観点からいたしまして、先に申されました農林中金を強化するという案は一案といたして置きて、更にこれについては特殊な投資の方法をお考へ願ひなければならぬのじやないか、こう考へるわけでありますが、なかなかこういうした農村金融などの問題で、農林省は一生懸命考へられても大蔵省の方でなかなか難点がある、こういうことでありますけれども、これ又大蔵省の一つのお考へを伺つて置きたい。

向災害復旧等に関しまして関係方面と折衝して見ますと、堤防を強化するにいたしましては受益農民が支出すべきではないか、こういうことを一貫して今まで実は言われて来ておる。ところがアメリカ、澳洲等の農村のごとき、ここがいけなければ次に直ぐ移る、こういう地獄的な自由な立場に置かれておる農民ならばそういう議論でもないのではありませんが、日本の農村のごときは殆んど、その水害地におる者は、そこにおることが宿命というやうな状態になつておるのには御承知の通りなのです。こういう面にししても災害復旧費の支出というものがなかなか希望通り思ひ行かない。これは局長もよく御存じの通りでありますから、その裏付けとしてもやはり研究の段階を飛び越えまして、特に農村方面に對しての資金の放出ということ考へておられますか何つて置きます。

○政府委員(愛知縣一君) 農村方面の金融問題を私共としても決して輕視してゐるわけではございませんで、むしろ最も現在金融上の弱点の中の大きなものだといふふうに常々考へておるものであります。先程申上げましたよう

に農林中金の拡大強化は最も手つ取り早くやるべきで、同時に諸般の対策を併せて行なつて参りたい。設備資金と言ひなさいでも、例えば農業手形とか、漁業手形の問題、或いは水産金融の問題というやうなことにいつてなかなか困難な條件ではございしますが、何とか打開して行くといふことで始終頭を悩ましておる次第でございします。

それから災害でございしますが、この際の直接の答えにならんかも知れませんが、例えば預金部で制度の許す限り本年度の災害につきまして一時的な融資、即ち公共事業として、或いは単独事業として認められたものの起債を全部抜きまして、單純に一時的な本当の応急の災害復旧費として出したものだけでも、実は本年だけでも三十億ぐらいございします。その外起債の前貸という恰好で出しましたものが十四億、同じく單独事業の前貸という恰好で出しましたものが七億二千五百万円、合計いたしまして、本年デラ台風から始まりましてフェイ、ヘスター、ジュディス、キティ、これらの台風について預金部が制度の許す限りにおいて融資いたしましたものの総額が、五十億一千九百万円に達しておる状況でございします。

○天田勝正君 もう一点だけ伺ひたいしますが、これは立法措置でなくして扱ひでございと思つておりますけれども、例えば農林金融に當つて一定額の金額を農民から融出せしめまして、これをそれ／＼農民団体の機關を通じて中央に集めまして、その集める過程において都道府県からやはり農民が融出したと同額をこれ又融出せしめる、こういうことによつて更にその農民並

びに県の融出したものと同額を政府でも支出いたしまして、これらの總額に對してそれを見返として何倍かの金融をする、こういうやうな方法、これは確かに私の聞くところによりますとデラ台風のときでありましたか、佐賀県でこの方法を取られたやうに聞いております。こういう方法を若し全般的に大蔵省が取られるならば非常に農村はこういう方面で助かると思つておりますが、こういうことをお考へになつておられましようか。若しなつておらないとすれば是非これを御研究願ひたいと思つております。

○政府委員(愛知縣一君) 佐賀県の例は実は私共も承知いたしております。若し御相談にも乗りました。大變結構なことだと思つております。他の場所におきましても同様な工夫を、地元でも繰りまして頂き、金融機關或いは大蔵省や關係の筋がこれに協力するといふことは、是非続けて参りたいと思つております。最近における水産金融の一部等についても、同様の考へ方が可なり大きく發展しているように承知しております。

○森下政一君 先刻来お話に出ております不動産金融でございしますね、これは大蔵大臣が財政演説の中でこれに触れたのですが、その時には、自主的に不動産金融機關ができるというやうなことを待望しておるのかのごとく言われて、政府が積極的にそのいつたものを民間で作らすのに、何か助成的な態度に出るとまではおつしやならなかつた。それは大變結構なことには違ひないけれども、單に自主的な創意でできるといふことを望んでおるだけでは、到底今日の金融界の情勢としてできそ

うに思われないうふうなことは考へるのですが、今朝の新聞などを見ると、見返資金の中の一部をそういうやうな方面に割當してでも、民間にそういうやうな機關を作らうといふやうな意圖があるのかのごとく、何か出ておつたやうに思ふのです。折角研究しておるとの今の銀行局長のお話ですが、相当何か具體的に、政府が資金面の相當の助成をして、是非民間の金融業者として不動産金融の特殊の機關を新設さそうといふ、そういうところまで行つておるわけなのですか。

○政府委員(愛知縣一君) その点はちよつと微妙な点でございしますので、実は御指摘の通り財政演説の中に「自主的に」とありますことは、非常に含みがあることであります。これは御承知のように、財政と金融の分離というやうな建前から、不動産金融会社、或いは不動産銀行を作りました場合に、私共の計算ではどうしても最初の一年間くらいは赤字になるわけで、その赤字なるもろろみ書を前に置いて、債券を売出したたり資本を募集したところで、なかなか入はついて来ない。そこで従来の觀念で言へば、当初の少くとも溢り出しのときには、何かの形で財政上の補助をやりたいとこう考へるものが、私共の従来からの考へ方であつたのであります。これが財政と金融の分離という建前からいふと、なかなかそこをどうやうに行かないところがあります。そこで大變立入つたことを申すのであります。只今見返資金のお話でございしましたが、それに対する勿論期待もありますし、それから例えば住宅問題等については、五十億の住宅建設の基金が一般会計から出るといたしま

とは日本経済が崩壊して行く、こういう
てありまして、先程申し上げましたよう
に、このことによつて更にその農民並
に、今日の金融界の情勢として、できそ
の基金が一、二金計から出るといふし

すれば、例えばそれをそういう不動産
銀行の当初の出発の時に或る程度撥わ
せて貰つて、そこで手数料を稼ぐこと
もできるというふうなことで、運用上
妙味を、政府とそういうような自主的
にできる機関との間に連繫を持たせま
して、できれば一石二鳥で行きたいと
いうような考え方を、この住宅金融の
問題などには考えても見ておられるわけ
であります。表面的にはつきりと政
府がこれに補助金をする、補助金をす
ることは、なか／＼困難だと思ひます
が、運用上、資金の操作上、或る程度
滑り出しを順調にしてやることだけは
考へて行かなければ到底これはできな
い。こういうふうに私共も考へており
ます。

○森下政一君 よく分りましたが、そ
こで何ですか、何か具体的にそういう
金融機関の設置を遂行するというふう
な、具体的に相手方を持つてそんなこ
とをお考えになつておられるのですか。
○政府委員(愛知縣一君) これも率直
に申しますが、例えば勧業銀行は商業
銀行にもう何か決まつてしまつておる
わけでありまして、商業銀行として
は、その規模の大きなものでもござ
いませぬし、それから農工銀行以来引
継ぎました相当熟練した行員も沢山お
ります。今これも又最も手つ取り早い
行き方なものであります。勧業銀行の
中でそういうことに習熟し且つ興味を
持つておる人を中心にしたしまして、
別に勧業銀行の第二銀行という意味で
はございませぬが、そういう人のグ
ループに着目いたしまして、そこで大
蔵省とで先づ一つの殆んど具体的な案
もできておるわけでありまして、更にこ
れは外の委員会でも申したのでありま

すが、北海道拓殖銀行についても、引
続きそういうことを考えたい。これは
北海道拓殖銀行がやはり商業銀行にな
つてしまつておられますが、長い歴史を
持つた拓殖銀行でございまして、や
はりその一連の人達を中心にしたしま
して、新しい構想でそういう関係の
筋と協力をして、そこで一つ手つ取り
早く機関を作りたというふうな考え
ておるわけでありまして。

○森下政一君 よく分りました。今度
一つ外のことなんです、これは御所管の
ことかどうかちよつと私にははつきり
しないのですが、石炭業者の赤字補填
のために交付公債を業者に渡し、それ
を業者が復金から借りております金を
弁済のために、債務弁済のためにその
交付公債を以て充てる。そこで復金の
方では今それによつて復金債を落して
行くというふうな措置を、今日まで講
ぜられたことがありますのですか。

○政府委員(愛知縣一君) お話の通り
の措置を講じたわけでございまして。こ
れは先程もちよつと申し上げましたが、
赤字融資で、いわゆるこれは本来なら
ば融資をすべきものでなく、むしろ最
初から損失補填をするものであります。
一種の補助金みたいなものでもあるわ
けであります。それで国会の御承認
を得て交付公債を発行いたしまして、
それを業者に渡し、業者から復金の
資金の弁済として、この弁済を復金
が受領いたしまして、復金はそれによつ
て復金債の償還をする。そういう措置
を講じたわけであります。

○森下政一君 そうすると、大体そう
いう意図で交付したものは、全部
それで抹消になつておられますのです
か。相殺されて残つておりませんです
か。

○政府委員(愛知縣一君) 全部処理済
でございまして。

○本内四郎君 勧業銀行そのものを利
用するのでなくて、勧業銀行の従来の
経費その他を生かして云々というお話
があつたんですが、金融機関は新らし
く作れば、今お話があつたように、初
めの年は赤字になる。或いは店舗の設
備資金にも随分かかる。いろ／＼なこ
とがあつて、日本の国の産業全体から
見れば新たな負担がそこに加わるこ
とになるのではないかと思ふのです。で
きれば、現に勧業銀行があれだけの店
を持つており、数は少いとは言ひなが
り、各県に相当、全部では相当の数もあ
り、熟練したスタッフもおる。こうい
うものをそのまま生かして行くという
ようなことは不可能なんですか。何か
いろ／＼支障があるのですか。

○政府委員(愛知縣一君) これは内外
に支障がございまして、内外と申しま
すことを具体的に指摘して申します
と、一つは昨年の金融機関の再建整備
以来、債券を発行する金融機関は預金
を受入れては行けないという建前にな
つており、それから一般のやはり市中
銀行筋は債券も発行できるし、預金も
吸収されるというふうな行き方のもの
に對しては、不当競争防止という観点
から申しまして、異論がある、こうい
うようなことになつておりますので、
實際上は今お話のように勧業銀行の実
体を私共も利用したいと思ひますけれ
ども、形式的にはどうしてもこれは分
離して考えなければならぬというよう
な情勢になつておるわけでありまして。

○本内四郎君 今のその外からの制約
ですが、それは打ち勝ち難いような状
態にありますか。

○政府委員(愛知縣一君) この点は見
解がいろ／＼あると思ふのであります
が、私共も今日のところではその方が
よろしいというふうな考へておりま
す。

○本内四郎君 いや、向うからのあれ
ですね、あなた方もそうなんですか、
やらせないかと……
○政府委員(愛知縣一君) 私共はそう
考へております。

○本内四郎君 ということは……
○政府委員(愛知縣一君) 分離した方
がよろしいと……
○本内四郎君 分離した方がよろし
い、今言われたように産業の負担にな
つたり、銀行自体にしても経営がなか
なかに困難になるというふうなことはな
いのですか。

○政府委員(愛知縣一君) この点は実
際問題として、勧業銀行の施設なり店
舗なりを利用することは可能だと思ひ
ますけれども、コストはもうできるだ
け安く解決したいと思つております。
○本内四郎君 復興金融庫に對する
政府出資等に関する法律の一部を改正
する法律案の三條に、復興金融庫は
「昭和二十四年度に限り、納付に關す
る支出予算額が当該納付額に對し不足
するときは、その不足額は、翌年度に
おいて納付するものとする。」とあり
ます。さつき私が述べたのですが、二
十四年度においては補正予算、即ちあ
なたが予定していた額よりも以上に余
計に回収を圖つて、そうして余分に納
付するではないかと思つて伺つたので
すが、この二十四年度限りと言つたの
おるのはどういふわけですか。これは
二十五年度においても同じことが生ず
ると思ひますが……

○政府委員(愛知縣一君) 二十四年度
におきましては、当初予算の際に御承
知のように、彈力係項がございまし
て、予定以上に回収ができました。そ
れは融資に當てたり、経理に使つても
よいということになつておつたのであ
ります。二十四年度分につきまして
は、それが今度入つたものは全部庫
に納付しなければならぬ、二十五年
度以降におきましては、初めから彈力係
項をつけませんので、そういう問題は
起らない、こういうことになると思ひ
ます。

○本内四郎君 これは入れても、この
法律と調和を保つために入れたので、
實際はこれ以上に回収を圖つてどうと
いうことにはやないだらうと思ふので
すが、ただ回収などは予定の金額より
少く入るのが例で、それ以上に入ると
いうことは實際にあり得ないことだろ
うと思ひますが、予算で予定以上にや
はり入るといふようなおつもりです
か。

○政府委員(愛知縣一君) そういう趣
旨ではございませぬ。ただ前の法律と
予算とが生きておりますので、ここで
殺して置きませんと、一円でも仮に多
く回収された場合、この一円の使
途が何でも使つてよいということにな
るので、これはちよつとおかしいとい
うのでここに入れましただけで、これ
を入れた趣旨は全くそういうふうな
な法律技術上の問題でございまして、
これは入れたからと言つてどうという
ことは考へておらないわけでありま
す。

○小川友三君 審議をここで一旦打ち
切つて休憩の動議を提出いたしま
す。
○委員(櫻内廣郎君) ちよつと御相

談したいのですが、食糧庁の政府委員の方が先程から待つておられるのですが、極めて簡単に説明を聞いて……、どうせ七時半から本会議ですから……

○委員(櫻内辰郎君) それでは次に食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の御審議をお願いしたいと思います。御質疑がありましたらこの際お願いいたします。御意見を述べます。

○米倉龍也君 これは極めて明瞭なことで、この特別会計の資金操作の上には必要でありますので、この総額は別に問題はありませんが、本会議のときの問題に対して大蔵大臣の御答弁では、食糧管理の方の關係には赤字はすつかりなくなつてしまつておると、御答弁で大変よいと思つたのですが、昨年度の芋の操作等においての損失などが相當にあるのじやないかというところが一般に言われております。新聞などにも出ておりましたし、又芋だけではありますまいが、食糧には百億以上の赤字があるのじやないかというようなことも世間に流布されておるのであります。そういうものの始末がついたのだ、こうおつしやつたのだ、始末がついたとすればどういふふうにして始末がついたのか。尤もそれらのものは本當の赤字じやないのだというならば、これは別でありませうけれども、實際赤字があつて、その赤字が僅かの間に始末がついたということになれば、何か食糧公団なら公団の方との何かの關係でそういうことが行われ、或いは価格の改訂等によつて行なわれるならば、そういう派山なものをただ簡単に価格に織り込んで消費者から取るといふようなことは困る。その点世

間で噂されておりましたような赤字が實際にどうなつても、それはそういうふうにしてやるのではないというような点を明瞭にして頂きたい。

○政府委員(安孫子謙吉君) 概要を申し上げて見たいと思ひます。昭和二十三年度におきまして、いわゆる赤字と申しますか、消費者価格織込み資金額を超過して支出されました資金額が百二十億くらいであります。その中収入の方で公団から入りますものは年度を超してある。これは延納を見ておる建前でありませう。それを差し引きすると大体六十億というところにならうと思ひます。この六十億の内訳は、一つは昨年は作況もよかつたために早場米奨励金が相當派山した。当初予定をいたした金額以上に早場米奨励金が出た。それから只今お話のございました甘藷の超過供出が、その当時見込みましたのは一割五分くらい、超過供出を見込んだものが、實際は四割超える超過供出があつたために、その差額がやはり奨励金に出て、而もそれを消費消費者価格が出ておらんという点、そういうものを彼れ合せまして約六十億というふうな形になつておるわけでありませう。これはその後二十四会計年度といたしましては、進行いたしておりますので、例えば今回繰り込みました早場米奨励金については六、七十億の早場米奨励金を予定いたしましたのでありますが、今年の実績からいまして五十億くらいに止まつてしまつたという点もありませう。そういうものを全部清算いたしますと、進行過程でありますので何とも申上げかねますが、そう大したものではなくなつて来るのじやないか。この分につきま

しては今度一月に消費者価格を改訂いたします際に織込みをいたしまして、これを消すというふうな方向に持つて行くというふうなことで処理することにならうかと存するのであります。いわゆる俗に赤字と申しまするけれども、現物が無い、そのための本當の赤字というふうな意味のものではない、まづその中で、早場米奨励金、超過供出奨励金というふうなものであつて、而も超過供出の面から申しますと、非常に順調に供出が行われたために当初の見込みよりも余計金額が出たという性質のものであると思ひます。

○米倉龍也君 その点分りましたが、結局それは財政資金でその点を補填する、その外残つたものはどのくらいでありますか、お話がないので分りませうが、それは新しい米の価格によつて、それを補填して行く、新しい米の価格は結局生産者価格が上れば当然上るのであつて、前からのそういう減少したり、腐敗したというふうなもの損失を消費者の方へ、来年度の消費者にかけておるといふやり方はどうかと思ひます。どういふお考えでありますか。

○政府委員(安孫子謙吉君) 数字で申上げますと、早場米奨励金で、いわゆる赤字という形になりましたものが二十一億四千万でございます。それから芋類の超過供出で、価格に織込み後に出した赤字が三十五億四千万でございます。これを合計いたしますと五十六億、これが大体金額であります。後は公団の納付未済の分が六十二億四千万でございますが、これは本年度中に入つて参りますので、これは外して考へてよろうかと考へております。それでこの五十六

億程度のもので、先程申しましたように、年度進行中でありませうので、未だはつきり結論は出ませんが、いろいろな点から、又これが減る見通しもあります。それを消費者価格の方で考へて、勿論全体の状況、消費者の状況も考慮に入れなければならぬと思ひますけれども、それと、この措置の問題と併せて考へて、消費者価格を決めるということにならうかと思ひ次第であります。

○委員(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。

○森下政一君 買上げ価格を定めて、直ちに消費者価格を引上げて行くというのでなしに、年末のことでもあるし、それから、家計に対する影響を慮つて、現行の消費者価格の方は据え置いて買つて、従つて生産者価格を引上げておる關係で、消費者価格を引上げるまでのズレによつて生ずる損失を、これによつて一応補填しようということのようですが、大体それはお見込みはどれくらい金額になるのですか。

○政府委員(安孫子謙吉君) 大体の概算でございますけれども、生産者価格が上りまして、それを現在の消費者価格で配給をいたしますために、損失が出るわけでありませう。その損失額は一月大体十七億見当になるという見通しでございます。

○米倉龍也君 ちよつと伺いたしたいのですが、この食糧管理特別会計百七十億九千三百万円というのは、初めの考へでは、借入金でやるという考へにやなかつたのですか。

○政府委員(安孫子謙吉君) 当初は食糧証券の増でやるという考へ方でありました。

○米倉龍也君 ところで伺いたいたのですが、食糧証券の増でやるということとは、運轉資金的なものであるから食糧証券でやる、本當の赤字の意味じやないというふうな考へ方じやなかつたかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(安孫子謙吉君) 御説の通りであります。

○天田正君 この食糧の特別会計の繰入の問題が審議になりますと、いつでも問題になることは、こうした措置をせずとも、やり得るのではなからうか、というの、これは極めて卑近なことであつて、買入価格を上げまして消費者価格は据置くと、そこに損失がでる、こういうことを一口に言つて、買入価格と消費者価格との開きというものは、これ又實際素人の想像に絶するようなものがあるものであつて、これがなか／＼今日までい／＼と御説明があるけれども、尙、納得し難い、こういうことになつて、一方そのため、農村では非常に不満を持つ。実は三日前に私、秋田へ行つて農民大会に出席した場合もこれが殆んど中心になつておる、それだけ農民は関心を持つておる。そこで若しこれを発表できないというならば、その旨お断り願つて、もつと明細にこの点はこの際、一つ速記を止めるなり、何なりして明らかにして置いて頂きたいと思ひます。

○政府委員(安孫子謙吉君) 現在の米価の中間経費の問題と思ひますが、これはいろいろ外の委員会等においても詳細に発表いたしておりますので、その内容については、いすれプリントでも刷つて差上げて結構かと思ひま

るというようなことは困る。その点世

て来るのじやないか。この分につきま

と考えております。それでこの五十六

ました。

でも願つて差上げて結構かと思いま

す。非常に概括的に申しますと、中間経費が多い、こう申しますが、これもいろいろなことでも御了承願つておることを思いますが、中間経費、いわゆる中間経費と言われている中、生産者に還元される部分が相当あるわけでありす。只今申上げますように、早場米奨励金でありますとか、超過供出奨励金というふうなもの、相当生産者に還元されておるのであります。本当の経費は、政府経費と、直接経費と、それから間接経費といたしましては、何と申しますか、保管料、運賃とか、そういうものが大口になるわけでありす。そうしたようなものを比較いたしますと、これも御承知だと思ひます。自由経済時代に、深川の茨城三等を、産地における価格を取りまして、それで東京なら東京におきます小売価格との値開きというものと比較いたして見ますと、とつ迫りつで、多少とも安いという資料が出ておるのであります。その点は私共この中間経費の節約について、今後とも努力して参らなければなりません。現状におきましても、この程度のものであるということはお言へると思つておる次第であります。詳しい数字はプリントにいたしまして申上げます。

○天田正吉 極く簡単にことで、それに關連いたしますから……。今年度又消費者価格というものは、本委員会でもお聞きしておりますけれども、四千四百三十三円になった場合に、幾らに消費者価格をなさるおつもりですか、ちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(安藤子蔵吉) 生産者価格は四千二百五十円になったのでありす。

消費者価格を幾らにするか、これはいろいろの物価安定の措置、或いはいろいろの広い観点から検討を要しますもので、いま俄かに結論を出すわけにも参りませんが、物価庁等という話をしておきますところでは、やはり一割ちよつとは、どうしようも上げなくちやならんじやないかという見込を持っております。十キロ精米が四百五円でありすが、これが一割ちよつと上るわけでありす。

○本内四郎君 さつき私が伺つた点ですが、それに関連して、あなたの方から出された法律案の中に「第四條ノ二中「千五百億円」を「千七百億円」に改める」という規定がありますね。これとこの法律案の附則の2の「一般会計から百七十億九千三百万円を限り、この会計に繰入金すること」ができる」というのと関連がありますか。

○政府委員(安藤子蔵吉) これは全然關係はございません。

○本内四郎君 それならちよつと伺ひたいのですが、今度の食糧管理特別会計の予算を見ますと、あなたの方は、食糧証券及び借入金金の収入九十七億円の補正減になつておられますね、補正減になつておるにも拘わらず借入金金の限度を二百億円に引上げなければならぬという規定を置く理由はどこにありすか。

○政府委員(安藤子蔵吉) 当初千二百七十七億に見ておつたわけでありす。ところがその後、その状況を、それから昨年の年度末と同じように、そこを締め繰りをつけるということになりますと、その差額は九十七億になつております。それでそれを落したと、こういうことになりす。

○本内四郎君 そこを私は伺つておるのです。公債金収入を二百億円近く増額しておるというならば、第四條の二で借入金金の限度を百五十億円から百七十億円に上げるということとは分る、逆に補正予算で九十七億一千九百九十九万円を落して置きながらこの條項を置くというところが私には意味が分らない。あなたの方の初めの考えがよいのだ、これは本當のあれじやないのだ。

借入金で百七十億ぐらいのものは賄つて行きたいのだという考えで、この四條の二を入れておるのだと、それならば、この附則の2の百七十億九千三百万円というものを突は削りたいのだ、歳出として一般会計から繰入れるべき性質のものではないから……。あなたの方当初考えておられた方が正しいのだ。あなたの方は二股をかけておられるのではないかというのを私は伺つたのです。その点關係があるのじやないかというのを尋ねたのです。これを落して、千五百億円を千七百億円に限度を上げて置けば、この会計は動いて行くのです。而もこれは歳入の法律です。それからこの第四條の二によつて借入金をすることが出来る。だから「一般会計から百七十億九千三百万円を限り、この会計に繰入金すること」ができる」ということを削つたとしても、それでもあなたの方の会計は動いて行くわけですから、二百億円の借入金金の限度の減額をなさるのだから、歳入予算ですから、それに縛られないで九十七億一千九百九十九万円という補正減を見積つておつても、この法律によつて借入金をすればよい。そうなりはしないかと思ひますが、それはどうですか。そんな法律ですから、それはどうですか。そんな法

律ですから、一つまあよく研究して答弁して下さい。

○政府委員(安藤子蔵吉) この百七十億は年度末に持越しします食糧の分、こういうものなんです。それは一般会計から繰入れるということになります。

○本内四郎君 それは分つておるのです。あなたの方は当初借入金によつてこれを賄おうという考えを持つておられた。さつき御答弁になつたように、食糧証券によつて……。その場合にはこの四條の二の千五百億円を千七百億円に改めるといふことは意味がある。それなら私は非常に正しい考え方であると思ふ。今日の財政の現状においてこのファンダマで一般会計の歳出として入れる必要はない。あなたの方と考へ方が完全に一致しておる。そこであなたの方の当初の考へを生かすことが最もよいだろうという考へを以て私は質問しておるのです。

○政府委員(安藤子蔵吉) いろいろな経過はあるようでありすが、年度の証書の在り高を前年度と同じようとするというのが一つの方法で、それで切られて、そのために今九十億引ばかりここで落しておる。ところが年度途中におきましていろいろ操作をいたします關係で、食糧証券の発行が現在の程度ではどうしても済まないのだ、その観点から食糧証券の増額の点を考へております。それからあの百七十億は、年度末に在庫するものについて、これは特別会計から一般会計に繰入れてやるという、そういう方針に基きましてこういう建て方にいたしました。ことになつておるわけでありす。

○本内四郎君 あなたの方の考へは実は分らないことはないが、年度の途中においていろいろなことがあることは分つておるのです。あなたの方の会計の収入を落しておる。その時間経過です。あなたの方でどういう計算をしておられるか、それを見せて貰わないといけなから、一応計算したのを出して下さい。

○政府委員(安藤子蔵吉) 次回までに出します。

○天田正吉 先程質問したことに關連して要望しておきますが、先程長官は、曾ての自由主義時代においても現在食糧がやつておる以上に、生産者価格と消費者価格との間に値開きがあつたのだ、こういう話でありすが、これはそういうものと一体比較すべきものではないのであつて、一般業者というものが、恐らくこれだけの予算を組む業者がありとするならば、これは何百億も税金がかつて来るということなんだ、これらの税金等が一切からない特別会計というものと同日に論議することはできない、殊にこういう村の有志なんかもそれらの事情を知らないわけはない。知つておるから値開きがあり過ぎると、こういうことを強く言うのでありまして、決してただ元と値開きが同じであるとか何とがということでは申上げておるのじやありません。それから、その点誤解のないようにお願ひして置きます。尙今の本内委員の仰しやつた点は、これは全くおかしいのでありまして、これは又はつきりと我々に了解の行くような資料の提出方をお願いしておきます。

○藤下政一君 長官御自身の意向としてどうですか、食糧証券というものの

を、この前と同じところに置いておきたい、それが殖えたから、今の政府の考え方では、インフレを推進するといふことなんだろうと私は思うのですが、実際そんな影響がありますか。この際、若し一般会計から繰入れるといふことのために、その借入金で賄う、これはもうそれで食糧管理特別会計としては操作が十分可能だと思ふのだが、これだけの金があるなら、やがて今問題になつておる政府職員、給與ベースの引上といううなことは簡単に片がついてしまふと思ふのであります。これはあなたに質問しても仕様がなかつてインフレが高進する、再燃するという心配がありますか、あなた御自身でお答えできにくいですか。

○本内閣府 当初、あなたの考へを通りであつたといふことを言つておられるのだから……

○油井賢太郎君 特別職の職員の給與に関する法律案の第十二條によりますと、食糧公団の職員も、普通の公団の一般職の職員の例によるということになるのですが、先般食糧庁の事務部長に來て貰つて話を聞いて見たところ、この法案では實際納得できない、それで別に改めて貰つた方がいいのだといふ話があつたのですが、どういふ原案が出るか、長官は恐らく参画されて、いろいろ検討されたと思ふのですが、どうしてこの原案に長官の方でお決めたのか、それから實際の業務に當つてこの食糧の扱いが出たかといふいきさつ、これをちよつと伺いたいです。

○政府委員(安藤子藏君) この原案を作製いたします際に、私直接參與い

たしましてこういう原案になつたのじやございません。あとでその事情を聞きまして、それは非常に困る、食糧公団の現場事務といふものは普通のあれとは違ふのだといふことで、突は意見を持ち出しておるような次第であります、これを作製いたします場合に原案の審議に當りまして、私も参画していろいろ原案になつたといふことはございせん。

○油井賢太郎君 それでこれは其今修正案が我々の手によつて出されることになつておるのですけれども、その場合に食糧法であるとか、或いは關議決定であるとかいふような、今までのいわけの基準といふものが恐らく適用されなくなつておると思ふ。そういうふうになつておつて長官といひましては、別に差支はないものかどうか。

○政府委員(安藤子藏君) その点は農林大臣が大蔵大臣と協議をして決めるという途を開いて頂くことに相成りますれば、そう大した支障がなからうかと思ひますので、そういう御訂正を願へば是非お願いしたいと思ひます。

○油井賢太郎君 分りました。

○委員(櫻内廣郎君) 外に御質疑はございせんか……暫時休憩いたします。

午後五時三十四分休憩

午後七時三十分開会

○委員(櫻内廣郎君) これより委員会を開会いたします。休憩前に引續いて復興金融庫法の一部を改正する法律案、復興金融庫法に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案及び旧軍関係債権の処理に関する法

律案が衆議院を通過しまして、送付されて本審査になりますから、さよう御承知を願ひます。

最初に、復興金融庫法の一部を改正する法律案の御質疑がありましたら、この際お願いいたします。

○小川友三君 本案につきましては續小法案でありまして極めて簡単なことのようにありますので、本案は質疑を省略いたしまして、直ちに討論に入らうと思ひます。

○委員(櫻内廣郎君) 御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内廣郎君) 御異議ないものと認めて討論に入ります。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○小川友三君 衆議院を通過した本案につきましては、賛成をするものであります。

○委員(櫻内廣郎君) 他に御発言はございせんか……他に御発言もないようでありますから討論は終結したものと認めて直ちに採決いたします。復興金融庫法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御手を願ひます。

〔委員挙手〕

○委員(櫻内廣郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。

尙本會議における委員長の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び採決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内廣郎君) 御異議ないものと認めます。

それから委員長が議院に提出する報告書に、多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

黒田 英雄 伊藤 保平
九鬼紋十郎 森下 政一
玉屋 喜草 西川 甚五郎
油井賢太郎 小林 米三郎
小宮山常吉 高橋龍太郎
川上 嘉 木村 轄八郎
小川 友三

○委員(櫻内廣郎君) 御署名は洩れはございませんか。御署名は洩れはないと認めます。

○委員(櫻内廣郎君) 大は復興金融庫法に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案の御審議をお願いいたします。御質疑がありましたらこの際お願いいたします。

○小川友三君 本案もすでに質疑が盡されておりますので、本案につきましては質疑を省略し、直ちに討論に入る動議を提出いたします。

○委員(櫻内廣郎君) 御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内廣郎君) 御異議ないものと認めて討論に入ります。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○小川友三君 本案は衆議院を通過した案でありますので、まだ多少質問の点もありますが、行政府の行政力を信頼しまして賛成をするものであります。

○委員(櫻内廣郎君) 外に御発言は

ございせんか……外に御発言もないようでございますから、討論は終了したものと認めて直ちに採決いたします。復興金融庫法に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案を、原案通り可決することに賛成の方の御手を願ひます。

〔委員挙手〕

○委員(櫻内廣郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本會議における委員長の口頭報告は委員長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び採決の結果を報告することとして、御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内廣郎君) 御異議ないものと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

黒田 英雄 伊藤 保平
九鬼紋十郎 森下 政一
玉屋 喜草 西川 甚五郎
油井賢太郎 小林 米三郎
小宮山常吉 高橋龍太郎
川上 嘉 木村 轄八郎
小川 友三

○委員(櫻内廣郎君) 御署名は洩れはございませんか……ないと思ひます。

○委員(櫻内廣郎君) 大は旧軍関係債権の処理に関する法律案の御審議をお願いいたします。御質疑がありましたらこの際お願いいたします。

○小川友三君 本案につきましては賛

疑を省略いたしました。討論に入るこ
との動議を提出します。

○委員長(櫻内嘉三郎) 小川君の御発
言に対して御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内嘉三郎) 御異議ないと
認め討論に入ります。御発言の方は賛
否を明らかにしてお述べをお願いします。

○小川友三君 本案は原案通り賛成い
たします。

○委員長(櫻内嘉三郎) 外に御発言は
ございませんか……、外に御発言もな
いようでありますから、討論は終了し
たものと認めて直ちに採決いたしま
す。旧軍関係債権の処理に関する法律
案を、原案通り可決することに賛成の
方の御挙手を願います。

〔議員挙手〕

○委員長(櫻内嘉三郎) 全会一致と認
めます。よつて本案は可決と決定いた
しました。

尙本会議における委員長の口頭報告
は、委員長において本法案の内容、委
員会における質疑応答の要旨、討論の
要旨及び表決の結果を報告することと
して御承認を願うことに御異議ござい
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内嘉三郎) 御異議ないと
認めます。それから委員長が議院に提
出する報告書に多数意見者の御署名を
願います。

多数意見者署名

黒田 英雄 伊藤 保平
九鬼紋十郎 森下 政一
玉屋 喜章 西川基五郎
油井賢太郎 小林米三郎
小宮山常吉 高橋龍太郎
川上 嘉 木村嘉八郎

小川 友三

○委員長(櫻内嘉三郎) 御署名残れは
ございませんか……、ないと認めま
す。

暫時休憩します。

午後七時九分休憩

午後八時五十分開会

○委員長(櫻内嘉三郎) これより委員
会を再開いたします。これを以て本日
は散会いたします。

午後八時五十一分散会

出席者は左の通り。

委員長 櫻内 辰郎君

理事 黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼紋十郎君

委員 天田 勝正君
森下 政一君
玉屋 喜章君
西川基五郎君
木内 四郎君
油井賢太郎君
小林米三郎君
小宮山常吉君
高橋龍太郎君
川上 嘉君
木村嘉八郎君
米倉 龍也君
小川 友三君

國務大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 大蔵大臣
政府委員 大蔵事務官
(主計局) 佐藤 一郎君
法規課長
大蔵事務官
(主務局長) 平田敬一郎君

大蔵事務官 愛知 揆一君
(主務局長) 高橋 衛君
国税庁長官 安孫子藤吉君
食糧庁長官

十一月三十日本委員会に左の事件を付
託された

一、復興金融庫法の一部を改正す
る法律案(予備審査のための付託
は十一月二十四日)

一、復興金融庫法に対する政府出資
等に関する法律の一部を改正する
法律案(予備審査のための付託は
十一月二十四日)

一、旧軍関係債権の処理に関する法
律案(予備審査のための付託は十
月二十八日)

大蔵事務官 愛知 揆一君
(主務局長) 高橋 衛君
国税庁長官 安孫子藤吉君
食糧庁長官

十一月三十日本委員会に左の事件を付
託された

一、復興金融庫法の一部を改正す
る法律案(予備審査のための付託
は十一月二十四日)

一、復興金融庫法に対する政府出資
等に関する法律の一部を改正する
法律案(予備審査のための付託は
十一月二十四日)

一、旧軍関係債権の処理に関する法
律案(予備審査のための付託は十
月二十八日)

大蔵事務官 愛知 揆一君
(主務局長) 高橋 衛君
国税庁長官 安孫子藤吉君
食糧庁長官

十一月三十日本委員会に左の事件を付
託された

一、復興金融庫法の一部を改正す
る法律案(予備審査のための付託
は十一月二十四日)

一、復興金融庫法に対する政府出資
等に関する法律の一部を改正する
法律案(予備審査のための付託は
十一月二十四日)

一、旧軍関係債権の処理に関する法
律案(予備審査のための付託は十
月二十八日)

大蔵事務官 愛知 揆一君
(主務局長) 高橋 衛君
国税庁長官 安孫子藤吉君
食糧庁長官

昭和二十四年十一月十五日印刷

昭和二十四年十二月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所